

官報

昭和五十八年六月十四日

○第九十八回 参議院會議録追録(その一)

外務公務員のマラリア発生地帯における勤務条件の改善ならびに移転料の是正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年五月二十四日

市川 正一

参議院議長 徳永 正利殿

外務公務員のマラリア発生地帯における勤務条件の改善ならびに移転料の是正に関する質問主意書

私が昨夏、参議院「欧州・中近東・アフリカ各国の政治経済事情等視察のための議員団」の一員として見聞した実情も踏まえ、この際、次の諸点について政府の見解を質したい。

一 マラリア発生地帯を任地とする外務公務員は、マラリア予防薬として「パラドリン」などを服用している。しかしこれら予防薬は肝臓障害の副作用も指摘され、「パラドリン」については一年間で一か月程度は服用を避けるという医学的意見も出ている。

マラリア発生地帯を任地とする外務公務員にあつては、これらの薬を服用せざるをえない。従つて、医学的に副作用が起こらないと断言できない以上、これらの薬の副作用に不安を感じるのは、当然のことである。

こうした事態に対応して、マラリア発生地帯にあつては、現行の健康管理休暇二十日間の延

長や健康管理休暇の適用地域の拡大なども含め、副作用を避けるための特別の配慮が必要と思うが、どうか。また、現在考えられている具体的改善措置を明らかにされたい。

二 外務公務員が任地に転任する際の生活必需品である荷物の移転料は公費で賄われるが、これらの費用は定額とし、一九七五年改定のまま据え置かれていた。このため移転料については、今日状況に即し、実態を調査しそれになつた額となるよう改善をはかるべきではないか。右質問する。

昭和五十八年五月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 齋藤 邦吉

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員市川正一君提出外務公務員のマラリア発生地帯における勤務条件の改善ならびに移転料の是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君提出外務公務員のマラリア発生地帯における勤務条件の改善ならびに移転料の是正に関する質問に対する答弁書

一 つについて
マラリア予防薬常用に伴う副作用については、予防薬の種類、服用の期間、個人差等により一律に論じられないが、長期間の服用が人体

に悪影響を及ぼすことは避けられないので、各公館において医務官の指導の下にその対策を講じてきている。マラリア予防薬の常用が必要と認められる地にある公館には、いずれも健康管理休暇制度が適用されている。また、健康管理休暇の期間については、年次休暇を利用することとなつておらずから制限はあるが、前年度の年次休暇の繰越分を健康管理休暇に充当することにより、最高三十日間の休暇が可能となつてゐる。さらに、この外にも医務官によるマラリア発生地帯の調査及びマラリア予防薬の指導を行う等在外公館職員のマラリア対策について種々配慮している。

二 つについて
移転料については、今後とも必要に応じ調査を行い、その結果を踏まえ適切に対処してまいりたい。

近代建築物の保存に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年五月二十六日

市川 正一

参議院議長 徳永 正利殿

近代建築物の保存に関する質問主意書

明治以降建設された近代建築物のうち、とくに優れたもの百棟あまりは、既に重要文化財に指定され保護されている。しかし、重要文化財に指定されていないものなかにも、建築技術的にも歴史的にも優れており、保存が望まれているものが多く、また大正期以後のものは、年代的に新しいため重要文化財に指定されていないものも少なくない。

優れた建築物は、その周辺の自然環境や社会環境と一体となつて、その地域の文化を構成する重要な要素であり、そこに住む人々の精神的な糧ともなつてゐる。これらの価値ある建築物は、その

所有の形態が私的であれ公的であれ、国民にとつて共有の文化的遺産ともいふべきものであつて、その保存は国民的課題である。

ところが、高度経済成長政策によつて、都市に資本と人口が集中した結果、地価の高騰を招き、また新しい都市機能や大規模な新しい建築物の必要性が生じ、これを充足するため、都市再開発が促進され、都市の自然的、歴史的環境が破壊され、過密がいつそう進行した。資本は、より高度な経済性、効率性を求める結果、価値ある建築物が惜しげもなく取り壊され、そのあとには、資本にとつて機能的には優れていても、建築物としては何の変哲もない大規模なビルが林立することになつてゐるのが現状である。

こうした状況の下で、日本建築学会は、明治以降の建築物を全国的に調査し、一万三千棟のなかから、とくに優れた二千棟近くの建築物の保存を、その所有者によびかけている。また、全国各地において様々な形で近代建築物を保存しようとする運動が、多くの困難に直面しながらも、貴重な成果を生んでいる。しかし、学会や住民運動によつて保存される建築物には限りがあり、このまま都市再開発がすすめられるならば、価値ある近代建築物は、次々とその姿を消していくことになるであらう。

さきに衆議院において、わが党の浦井洋議員が、主として神戸市におけるこの問題をとりあげ、また私も先年、東京芸術大学の「奏楽堂」保存問題にとりくむなどの経験を通じて、国と地方自治体が、国民共有の文化的遺産である優れた建築物の保存対策を実施することは緊急の課題であることを痛感したところである。

この立場から、以下質問する。

一 価値ある近代建築物は、国民共有の文化的遺産として、その保存を促進すべきであると考え、この問題にたいする政府の基本的見解と立場はどうか、明らかにされたい。

二 建築物の単体保存については、文化財保護法

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書

にもとづいて、重要文化財、国宝などで保護、保存の対象としている。しかし、重要文化財の基準には該当しないが、建築技術的、歴史的など、価値ある近代建築物については、その保存が望まれながらも放置され、取り壊わされているのが現状である。

そこで、例えばこうした近代建築物については、文化財保護法による指定対象を広げ、重要文化財に準じ、それにふさわしい保存をはかるなど、必要な保存対策を充実させるべきであると思うがどうか。

三 市町村が定める伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法にもとづいて、一定の補助が実施されているが不十分であるので、この内容を拡充する必要があると思うがどうか。

四 建築物の建て替えに際して、ファサード保存やワン・スパン保存によつて近代建築物の保存を考慮しても、建築基準法および消防法の制約から断念せざるを得ない事態も生まれているので、安全性の確保を前提にその運用に配慮する必要があるのではないか。

五 公共建築物のうち、近代建築物の優れたものについては、可能な限り保存するため、必要な体制をつくるべきではないか。

六 公共建築物を新設する場合、利用目的にそつた使いやすいものにするともに、歴史に残るような優れた建築物にするため、管理者とともに専門家や実際にその建築物を利用する職員や利用者の代表などで構成される委員会等をつくり、十分な審議をもとに建設すべきであると思うがどうか。

また、設計にあつて、現行「設計入札制度」

は、設計の質よりも経費を重視するため、結局、建築物の質の低下をきたしているので、この制度は抜本的に再検討すべきではないか。

七 価値ある建築物の保存について、民間において積極的な活動がすすめられているが、文化的遺産を守る立場から、政府としてもこれに積極的な援助を実施すべきであると思うが、見解はどうか。

昭和五十八年六月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員市川正一君提出近代建築物の保存に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君提出近代建築物の保存に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国は、幕末から明治期に建設された洋風建築を中心として、既に近代建築物八十一件百十棟を重要文化財及び国宝に指定しているが、更に調査研究を進め、可能なものから指定の拡大を図るよう努めている。

なお、前記の国指定によるほか、近年地方公共団体が文化的所産として価値の高い近代建築物を直接指定し、あるいは買い取つて地域文化財として保存する例が増加しており、これに対しても必要な技術的指導援助を行うよう努めている。

三について

国は、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区

区のうち、その価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に選定し、その保存のために市町村が行う事業について助成しているが、その事業が円滑に遂行できるよう現在の財政状況の中で可能な限り努力してまいりたい。

四について

建築基準法においては、建築物に関して安全上、防火上又は衛生上最低限必要な制限を設けており、一般の建築物にあつてはこの制限に従う必要があるが、文化財保護法等の規定によつて重要文化財等として指定等された建築物についてはその適用を除外している。

また、消防法によるこれらの建築物に対する規制がその保存に特段の障害になつていないことではない。

五について

文化的所産として価値の高い国の建築物の建て替えに当たつては、必要に応じ、関係省庁間の協議等を行い、保存すべきか否か、保存する場合の方法等については慎重に検討を行つていく。

また、公共建築物四十七件六十七棟を既に重要文化財に指定しており、更に調査研究を進め、可能なものから指定の拡大を図るよう努めている。

六について

国の建築物の新設に当たつては、必要に応じ、設計競技方式の採用、利用者からの意見聴取等を行い、良質な建築物となるよう十分配慮している。

また、国が設計を委託する場合には、一般的には設計競技の実施又は設計者選定に関する審

査会等を設け、当該審査会等において設計者を選定する等の方法を採用している。

なお、地方公共団体等に対しては、国が行つて設計及び契約の方法等を紹介し、その普及に努めている。

七について

文化的所産として価値の高い建築物の保存については、国及び地方公共団体がそれぞれに努力しているところであるが、さらに、民間の活力が導入されることは望ましいことであり、国としてもこれを尊重し、その活動を慎重に見守つてまいりたい。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の適用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年五月二十六日

上田耕一郎

参議院議長 徳永 正利殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の適用に関する質問主意書

政府は、「日米防衛協力の指針」を作成して以降、自衛隊基地の米軍一時使用を認める地位協定

第二条第四項(b)の基地を急増させている。

地位協定第二条第四項(b)の基地はすでに合計十九基地(三億三千五百万平方メートル)にもなっている。

昭和五十七年度以降だけでも航空自衛隊新田原飛行場(宮崎県)、千歳飛行場(北海道)、小松飛行場(石川県)など八基地と関連するレーダー施設などが米軍と共同使用になつてゐる。

このことは地元住民に大きな不安を呼びおこし、新田原飛行場の場合、米軍機の使用を認めた町長のリコール問題が起き、小松飛行場では住民が自衛隊機とともに米軍機の離着陸を止め訴訟を行つてゐる。

政府はこうした自衛隊基地を米軍に使用させる際適用する「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国々の財産の管理に関する法律」(以下、略して「国管法」と呼ぶ)の第七条「国が、第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国々の財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。」という規定を何故か一度も適用してゐない。そこでこの法律に関して以下質問する。

一 歴代内閣総理大臣は、自衛隊基地を米軍に一時使用を認める際「国管法」第七条にもとづく関係者の意見を何故法律制定後三十年間一度も聞かなかつたのか。

二 沖縄返還協定に伴つて米軍に提供された基地は、一九七二年五月十五日で八十七基地、二億

八千六百六十万平方メートルである。これらの沖縄の米軍基地は復帰に伴つて「国管法」が適用されたが、その際内閣総理大臣は同法第七条にもとづく「関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者」の意見を聞くべきであつたと思うが何故これを行ななかつたのか。

三 「国管法」第七条にもとづく政令(昭和二十八年政令第二百八十五号)で内閣総理大臣はアメリカ合衆国に国有財産の使用を許す場合、「産業、教育若しくは学術研究又は関係住民の生活に及ぼす影響その他公共の福祉に及ぼす影響が軽微であると認められるもの以外」のものは、関係行政機関の長、関係都道府県及び市町村の長並びに学識経験者の意見を聞くことが義務づけられてゐる。政令にいう「軽微」の基準は何か、その基準細目は定められてゐるのか。

四 神奈川県米軍厚木基地の米軍機騒音は住民に大きな被害を与えてゐる。現在防衛施設庁は厚木基地にかゝる米軍機訓練飛行場を検討してゐる。米軍機の騒音問題の抜本的解決は米軍機の飛行中止しかない。

政府が厚木飛行場にかゝる米軍機訓練基地として自衛隊飛行場を検討する場合は、「国管法」第七条にもとづく関係者の意見を聞かなければならないと思うがどうか。

五 政府は、米軍の山王ホテルの代替施設として安立電機株式会社(本社・東京南麻布)に「アンリツ会館」(東京南麻布)を建設させ、防衛施設庁が借り受けて米軍に無償提供しようとしてゐる。これに対して付近住民のみならず近くに存在する多くの学校関係者が反対してゐる。

政府は「アンリツ会館」を米軍に提供しようとする場合、内閣総理大臣は「国管法」第七条の「関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者」の意見を聞かなければならないと思うがどうか。右質問する。

昭和五十八年六月十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員上田耕一郎君提出日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の適用に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(b)の適用のある施設及び区域としてアメリカ合衆国に使用を許した自衛隊の施設には、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴う国々の財産の管理に関する法律(以下「国管法」という)第七条に規定する「政令で定める国々の財産」に該当するものがなかつたからである。

二について

沖縄の復帰の際に、合衆国軍隊の用に供した施設及び区域は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の規定に従い沖縄の復帰と同時に引き続きアメリカ合衆国にその使用を許すこととしたからである。

三について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国々の財産の管理に関する法律施行令に規定する「軽微であると認められるもの」であるか否かは、社会通念に照らして判断することとしている。

四及び五について

新たに国々の財産を合衆国軍隊の用に供するときは、国管法の定めるところにより処理することとなる。

海上自衛隊舞鶴基地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十八年五月二十六日

参議院議長 徳永 正利殿

佐藤 昭夫

海上自衛隊舞鶴基地に関する質問主意書

海上自衛隊は、京都府舞鶴市雁又地区に実装水

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その二) 質問主意書及び答弁書

雷調整所の建設をすすめるなど舞鶴基地の有事即応態勢を強化しつつある。

また、一九八四年度米国防報告や米太平洋軍司令官、米第七艦隊司令官等の発言によると、米国は「空母柔軟作戦」の新戦略に転換して日本海を重視し、そこでの米第七艦隊のプレゼンスと演習の強化を強調している。このことから舞鶴基地の位置づけが、米軍にとつてもますます重要なものとなることは必至である。

このような海上自衛隊舞鶴基地に関して以下質問したい。

一 海上自衛隊は雁又地区に実装水雷調整所を建設しているが、この水雷調整所の任務は何か。

魚雷、機雷への火薬装填を実際に行うのかどうか。さらに建設計画の概要、予算総額、工事期間、扱う火薬量などを明らかにしていただきたい。

二 過去三年間に、舞鶴軍港に寄港した米艦船の状況はどのようなものであったか。寄港期間、艦船名、艦種、寄港目的などを明らかにされたか。その際、米艦船は、野菜、食糧、水、燃料、弾薬の補給や、艦船の部分修理等も行ったのか伺いたい。

三 舞鶴寄港米艦船のうち核兵器積載可能艦船名を明らかにしていただきたい。米ミサイル巡洋艦、同駆逐艦、フリゲート艦などは、各艦十発前後の核兵器(ASROC対潜核ロケット、核爆雷、艦対空ミサイル等)を積載していることは世界の軍事常識である。京都府民、舞鶴市民はもとより国民は、核・非核両用兵器積載艦船が核兵器をつんだまま舞鶴軍港に寄港しているのではないかと深刻に危惧の念をいだいてい

る。政府は、米国側から事前協議の申し出がないからというだけで、核兵器の舞鶴寄港が絶対ないとどうして断定できるのか見解を伺いたい。

四 五月二十六日付「朝日新聞」報道によると、カーター前米大統領は、「エンタープライズ」といわず他の艦船や艦載機が日本周辺で核兵器を搭載しているということか。」との問いに答えて「もちろんだ。」と答えている。

この発言からみても、核積載可能艦が舞鶴軍港にも入港している以上、横須賀、佐世保のみならず舞鶴軍港にもこれまで核が持ちこまれた疑いは濃厚である。

政府は、なぜ米国側に対して、核積載艦船の一時寄港は事前協議の対象であり、寄港できないということを明言しないのか明らかにしていただきたい。

五 舞鶴を定係港とする海上自衛隊の艦隊(自衛艦隊、地方隊の両方)が、この三年間に実施した日米共同演習の状況はどのようなものであったのか。その演習名、演習期間、参加艦艇名などを明らかにされたい。

昭和五十八年六月七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤昭夫君提出海上自衛隊舞鶴基地に関する質問に対する答弁書

一について

舞鶴水雷調整所では、保管してある魚雷、機雷等の水雷武器を実使用に供し得るよう組立及び調整を行うが、火薬の装てんは行わない。

現在、舞鶴水雷調整所内で行っている施設の建設計画の概要は次のとおりであるが、扱う火薬量については、事柄の性質上、公表することは差し控えたい。

(一) 規模 鉄筋コンクリート平屋建 約四百平方メートル

(二) 予算 約二億円

(三) 工事期間 昭和五十八年三月から約八箇月二について

昭和五十五年から昭和五十七年までの三年間に舞鶴港に入港した米軍艦船の艦船名、艦種、入港及び出港年月日は、次のとおりである。

なお、これらの艦船の入港の目的については、米軍の軍隊としての行動に係る事柄であるので、公表することは差し控えたい。

また、政府としては、これらの艦船が入港した際に具体的にいかなる物品等を調達したかについては承知していない。

艦船名	艦種	入港年月日(昭和)	出港年月日(昭和)
ブルー・リッジ	揚陸指揮艦	五五・八・八	五五・八・一一
レフトウィッチ	駆逐艦	五六・五・一七	五六・五・一八
カッシング	駆逐艦	五六・五・一七	五六・五・一八
ハル	駆逐艦	五六・五・一七	五六・五・一八
H・B・ウィルソン	駆逐艦	五六・五・一七	五六・五・一八
R・S・エドワード	駆逐艦	五六・五・一七	五六・五・一八
カトーバ	航洋型曳船	五六・一・二・七	五六・一・二・八
F・ハモンド	フリゲート艦	五七・三・二六	五七・三・二六
ダンカン	フリゲート艦	五七・八・一七	五七・八・二〇
グレイバック	潜水艦	五七・八・一七	五七・八・二〇
デイビッドソン	フリゲート艦	五七・八・一八	五七・八・二〇
G・フィリップ	フリゲート艦	五七・八・一八	五七・八・二〇
スタイン	フリゲート艦	五七・八・一八	五七・八・二〇
スコフィールド	フリゲート艦	五七・八・一八	五七・八・二〇
ステレッド	巡洋艦	五七・八・一八	五七・八・二〇
デイビッドソン	フリゲート艦	五七・八・二六	五七・八・二八
スタイン	フリゲート艦	五七・八・二六	五七・八・二八
G・フィリップ	フリゲート艦	五七・八・二六	五七・八・二八
ハサヤンバ	給油艦	五七・八・二六	五七・八・二八
ブルー・リッジ	揚陸指揮艦	五七・九・一	五七・九・四

三及び四について

舞鶴港に入港した米軍艦船のうちいかなる艦船が核兵器を積載することが可能な艦船であるか政府として確認する立場にないが、いずれにせよ、艦船によるものを含め米軍による核の持ち込みが行われる場合はすべて事前協議の対象となり、また、核持込みについての事前協議が行われた場合には政府として常にこれを拒否する所存であることは、従来から政府が説明しているところである。

また、米国政府は、日米安保条約及びその関連取極に基づく我が国に対する約束を誠実に遵守してきている旨繰り返し言明しているところである。

五について

この三年間に、舞鶴を定係港とする艦艇が参加した海上自衛隊と米海軍との日米共同訓練の概況は、次のとおりである。

(一) 昭和五十六年度第二回対潜特別訓練

期間 昭和五十六年八月十七日から八月二十一日まで

場所 九州南西方海域

参加艦艇名等 (海上自衛隊) (米海軍)

ながつき
ゆうだち
むらさめ
まきぐも
ゆうぐも
あさかぜ
はまな
やえしお

主要演練項目 対潜訓練及び防空戦訓練

(二) 昭和五十七年度第一回対潜特別訓練(後期)

期間 昭和五十七年八月二十一日から八月二十五日まで

場所 能登半島北方の日本海

参加艦艇名等 (海上自衛隊) (米海軍)

ながつき
ゆうだち
むらさめ
はるさめ
やまぐも
まきぐも
あさかぜ
はまな
もちしお

主要演練項目 対潜訓練、水上打撃戦訓練及び防空戦訓練

審査報告書

資金業の規制等に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日

大蔵委員長 戸塚 進也

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十六回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行ったものであるが、第九十七回国会において引き続き資料の収集等を行った。

さらに、閉会中においても資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日

大蔵委員長 戸塚 進也

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十六回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行ったものであるが、第九十七回国会において引き続き資料の収集等を行った。

さらに、閉会中においても資料の収集等を行ったが、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日

文教委員長 堀内 俊夫

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行ったものであるが、第九十七回国会においては、第九十五回国会及び第九十六回国会に引き続き資料の収集等を行った。しかし、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

審査報告書

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日

文教委員長 堀内 俊夫

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行ったものであるが、第九十七回国会においては、第九十五回国会及び第九十六回国会に引き続き資料の収集等を行った。しかし、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかった。

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その二) 審査報告書(継続案件) 調査報告書(継続事件) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

審査報告書

貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案(継続案件)
右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和五十七年十二月二十七日

運輸委員長 矢追 秀彦
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案については、第九十七回国会開会中及び閉会中において、資料の収集等を行つたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書(第九十四回国会提出)(継続案件)
昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書(第九十四回国会提出)(継続案件)
昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書(第九十四回国会提出)(継続案件)

昭和五十五年一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書(第九十六回国会提出)(継続案件)

昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書(第九十六回国会提出)(継続案件)

昭和五十五年国有財産増減及び現在額総計算書(第九十六回国会提出)(継続案件)

昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書(第九十六回国会提出)(継続案件)
右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和五十七年十二月二十七日

決算委員長 竹田 四郎
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十七回国会開会中及び同国会閉会中においては、その会期が短期間のため審査を行うに至らなかつた。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案(継続案件)(予備審査)
右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和五十七年十二月二十七日

公職選挙法改正に
関する特別委員長 福岡日出磨
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案については、第九十七回国会開会中及び閉会後において審査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び學術に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日

文教委員長 堀内 俊夫
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十七回国会において、教育、文化及び學術に関する調査に関し、資料を収集する等の調査を進めた。
また、同閉会中においても引き続き資料の収集等を行つたが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。
昭和五十七年十二月二十七日

運輸委員長 矢追 秀彦
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十七回国会開会中及び閉会後において、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。なお、国鉄問題に関する小委員会を設置した。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかつた。よ

つて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十七年十二月二十七日
決算委員長 竹田 四郎
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十七回国会開会中及び同国会閉会中においては、その会期が短期間のため、調査を行うに至らなかつた。

昭和五十七年十二月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘
参議院議長 徳永 正利殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十六回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十六回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。
右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

内閣受理件数	処理案決定件数
六九二件	六九二件

例的な措置であるので、旧満州棉花協会、旧華北棉産改進会及び旧華中棉産改進会の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適当でない。

一 重度戦傷病者に支給する傷病恩給の増額については、重症者優遇の趣旨から特別加給を設ける等その処遇の充実に配慮しているところであり、昭和五十七年度においても、基本年額の特段の増額を行ったところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

二 扶助料の年額は、公務員が生前受けていた恩給の種類、その死亡原因等に応じて定められているものであり、重度戦傷病者の遺族であるということだけで、その扶助料の年額に特別の措置を講ずることは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶助料については、その遺族の置かれていた特殊事情を考慮して逐年その改善に努めているところであり、昭和五十七年度においてもその増額については特段の配慮をしたところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

三 特別加給は、重症者優遇の趣旨から昭和三十三年の法改正により設けられ、その後、他の恩給との均衡を考慮しつつ、その増額を行つてきており、昭和五十六年の法改正においては、重症者優遇の趣旨を更に徹底させるため、第一項症及び第二項症に係るものにあつては二十一万円、特別項症に係るものにあつては二十七万円に増額したところであり、これを更に増額することについては、今後とも慎重に検討してまいりたい。

四 重度重複戦傷病者について、特別項症の割増率最高七割増という制限を撤廃し、各症状等差の金額を合算したものを支給することについては、傷病恩給全体の体系を崩すこととなり、困難である。

七

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その一) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

青少年の健全育成に関する請願
(第三二二五号)

同

五 特例傷病恩給の年額の改善については、公務傷病恩給と同様逐年その改善に努めているところであり、昭和五十七年度においても、その増額については特段の配慮をしたところであるが、今後とも適切に対処してまいりたい。

一 近年における青少年の非行を始めとする問題行動の増加及び深刻化の状況は誠に憂慮すべき事態と受け止めており、政府は、青少年問題審議会の答申(「青少年の非行等問題行動への対応」)を踏まえ、昭和五十七年六月二十五日に「青少年の非行防止対策について」の閣議決定を行い、また、これに基づいて総理府に設置された非行防止対策推進連絡会議において関係省庁の具体的な対応策を取りまとめ、現在、総合的、効果的な諸施策の推進に全力を挙げているところである。

「青少年育成基本法(仮称)」の制定については、内容が明らかではないが、青少年の健全育成の理念を始め難しい問題が多々あると考えられるので、今後、慎重に検討してまいりたい。

青少年行政の一元化については、青少年にかかわる行政が、教育、福祉、保護・矯正等の観点から関係省庁においてそれぞれ実施されている現状を踏まえ、総理府において総合調整を行い、総合的、統一的な青少年行政の確保に努めているところであり、今後、総合調整機能の充実強化に努めることにより、青少年の健全育成のための諸施策を一元的に推進してまいりたい。

二 児童生徒の適性に応じた学習指導の充実強化については、現在、小学校、中学校及び高等学校において、ゆとりある充実した学校生活を送れるようにすること、児童生徒の個性や能力に応じた教育指導が行われるようにすること等を目指した新しい学習指導要領に基

行政改革の実施に関する請願(第八一四号)

同(行政管
理庁)

づく教育課程が実施されており、今後とも、能力・適性等に応じた指導の充実に努めるよう指導してまいりたい。

生徒指導の充実強化については、児童生徒に対する理解を深め、学校内の全教師が一体となつて生徒指導に取り組むように指導してきたところであるが、今後とも、生徒指導の充実についてその趣旨の徹底を図つてまいりたい。

三 青少年を取り巻く環境を見ると、映画、テレビ、出版物等で一部に青少年の健全育成に影響を与えているものも見られる。

政府としては、関係機関・団体に対し、環境の浄化の進め方を指導しており、これらの機関・団体と関係業界との協議によつて自主規制が進められることを期待している。

また、各都道府県では青少年の健全育成の見地から、青少年の保護育成に関する条例の中に青少年に有害な出版物等の規制に関する規定を置き、地域の実情に応じ有害指定等の措置を講じている。

一 新たな時代の要請に即し、行財政の対応力を回復させるためには、既存の行財政のあらゆる分野にわたり、聖域を設けることなく徹底した見直しを行う必要がある、福祉、教育の分野といえどもその例外とすることは考えていない。

二 福祉、教育の分野に着目した行政水準維持に関する御指摘であるが、もとより、行政改革を具体的に推進するに当たっては、国政の全般にわたり、真に必要な施策については十分慎重に配慮しつつ、対処してまいる所存である。

三 政府としては行政改革の全般的達成によつて活力ある福祉社会を実現し、我が国の将来を確かなものとするところであるのと考えるところであり、今後とも行政改革に対する

景気浮揚対策に関する請願(第二八四三号)

同(経済企画庁)

各界各層の理解と協力を得るよう最大限の努力を払う所存である。

政府は、昭和五十七年四月、昭和五十七年度の公共事業等について上半期における契約済額の割合の目安を七七・三パーセントとすることを決定し、順調な進捗を図ってきたところであるが、更に、昭和五十七年十月八日の経済対策閣僚会議において、財政再建の推進を図りつつ、内需を中心とした景気の着実な回復を図り、雇用の安定を確保し、我が国経済を持続的な安定成長路線に円滑に乗せていくため、公共投資等の推進、住宅建設の促進、中小企業対策、民間部門における需要喚起からなる内需の拡大等、不況産業対策及び雇用対策を柱とする総合経済対策を決定したところである。

勤労者の生活向上に関する請願(第二七〇〇号)

同

第二次石油危機を背景に、昭和五十五年度の全国勤労者世帯の可処分所得・消費はいずれも前年度に対して実質減少となった。

しかし、昭和五十六年度には、消費者物価が急速に安定化に向かう中で、可処分所得は若干の実質減少となったものの消費は小幅ながら実質増加に転じた。

昭和五十七年度に入つて、消費者物価の安定等を背景に勤労者の可処分所得も実質増加に転じ、消費は引き続き実質増加となつていく。

しかしながら、消費についてはこのところ一部に天候要因によるマイナスの影響もみられる。また住宅建設は依然低水準であり、雇用情勢も厳しい状況にある。

このような状況に対処するため、政府は、昭和五十七年十月八日の経済対策閣僚会議において、財政再建の推進を図りつつ、内需を中心とした景気の着実な回復を図り、雇用の安定を確保し、我が国経済を持続的な安定成長路線に円滑に乗せていくため、総合経済対策を決定したところである。

長崎市の災害対策強化に関する請願(第五八二六号)

同(国土庁)

今後とも、物価の安定を図りつつ、こうした経済対策を通じて勤労者の生活向上を図ってまいりたい。

一 昭和五十七年七月の豪雨による長崎市の被害については、長崎県及び長崎市において、災害発生後、災害救助法に基づき速やかに「応急仮設住宅の供与」、「炊出しその他による食品の供与」、「飲料水の供給」、「被服、寝具その他の生活必需品の供与又は貸与」、「障害物の除去」等必要な措置を実施したところである。

二 政府としては、一定規模以上のものについて、市町村長がこれを排除する場合に都市災害復旧事業の一環として助成措置を講じているところであるが、市民の生活に支障を来さないよう土砂の排除作業を速やかに完了させるべく地方公共団体を指導してきたところである。

三 長崎市の被害については、緊急砂防事業及び緊急急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に該当するものについて、昭和五十七年度予算により措置することとした。

なお、今後とも土石流・急傾斜地の崩壊による災害から尊い人命を保護するため、危険箇所の整備に積極的に取り組んでまいりたい。

法務局、更生保護官署及び地方入国管理官署については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託にこたえるべく、国家財政及び定員事情の許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。

国籍法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣から法制審議会に対し諮問を発し、現在同審議会において調査審議中である。

同

法務省

国籍法の改正に関する請願(九件)
(第一四九八・一五三七・一六〇七・一六五二・一六七七・一七六

四・二九三〇・三〇〇三・三八五
二号)

国籍法の一部改正に関する請願
(三十五件)(第三五〇二・三五三
九・三五五六・三五五七・三五六
八・三五九〇・三五九一・三五九
二・三五九八・三六一二・三六一
五・三六一九・三六三二・三六四
〇・三六五三・三六五四・三六五
五・三六六四・三六六五・三六九
六・三七三二・三七四〇・三七四
二・三七四七・三七八六・三七九
〇・三八〇二・三八二四・三八五
三・三八八八・三九八〇・四〇三
一・四〇六二・四二二五・四二一
六号)

台湾人元日本軍人に関する請願
(第二八五八号)

婦人に対するあらゆる形態の差別
の撤廃に関する条約の早期批准に
関する請願(第二号)

同

外務省

同

国籍法の改正については、昭和五十六年十月
三十日法務大臣から法制審議会に対し諮問を発
し、現在同審議会において調査審議中である。

元日本軍人、軍属として戦死した台湾住民の
遺族及び戦傷した台湾住民に対し、救済のため
立法措置をとることについては、日台間の全般
的な請求権問題が未解決であること、台湾以外
の分離地域等との衡平及び波及、さらに我が国
の厳しい財政事情等の問題を考慮する必要がある。
したがって、政府としては、御要望に必ず
ずることは極めて困難であり、慎重に検討する必
要があると考えている。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸
条件の整備に努めることは、「婦人に関する
施策の推進のための国内行動計画後期重点目
標」の重点課題としていところであり、右
条約が昭和五十六年九月三日に発効したこと
にもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密
にしてできる限り早い時期に批准し得るよう
諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の

取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、
男子と同等の権利を与える旨規定している。
これらの国籍に関連する事項については、国
籍法に定められているところであるが、同法
の改正については、昭和五十六年十月三十
日、法務大臣の諮問機関である法制審議会に
諮問し、同審議会において調査審議中であ
る。

三 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原
則の下に行われており、男女の平等及び相互
の理解と協力についての学習を行うよう配慮
しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現
行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈
について検討を行っており、諸外国の実情、
諸外国の署名後の対応振り等をも調査するな
どして、なお検討してまいりたい。

四 雇用における男女平等を確保するための法
的整備を含む諸方策については、昭和五十七
年五月に男女平等問題専門家会議から報告さ
れた「雇用における男女平等の判断基準の考
え方について」を踏まえ、婦人少年問題審議
会において、審議が行われているところであ
る。

政府としては、今後、右審議会での審議結
果等を待つて、法的整備を含む男女平等実現
のための諸施策を具体的に検討してまいりた
い。

なお、政府は、これまでに、週休二日制の
普及促進等労働時間短縮を図るため、昭和五
十五年十二月に策定した「週休二日制等労働
時間対策推進計画」に基づく積極的な行政指
導の推進に努めてきたところであり、今後と
も、引き続き、努力してまいりたい。

五 ILO諸条約のうち特に婦人の権利に関す
るものとしては、第一〇三号条約、第一一一
号条約等があるが、これらの条約は、関係国
内法制との整合性等について種々の問題があ

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に関する請願(第五一八号)

同

るため、批准に至っていない。

これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。

六 政府は、パートタイマーに関し、労働基準法、最低賃金法等の適用があることを周知徹底し、また、就業規則の整備等によつて労働条件を明確にすることを指導する等の施策を推進しているところであり、今後とも、これらの施策を推進することによつてパートタイマーの労働条件の確保及び改善に努めてまいりたい。

また、政府は、パートタイマーの就業形態、就業時間等が様々であることにかんがみ、常雇用者を対象とする健康保険等への加入をパートタイマーにも一律に義務づけることは考えていないが、パートタイマーであっても常雇用の関係にあると認められる者には、健康保険等の適用を行っている。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としているところであり、右条約が昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日、法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

三 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行つており、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

四 雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策については、昭和五十七年五月に男女平等問題専門家会議から報告された「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を踏まえ、婦人少年問題審議会において、審議が行われているところである。

政府としては、今後、右審議会での審議結果等を待つて、法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

なお、政府は、これまでに、週休二日制の普及促進等労働時間短縮を図るため、昭和五十五年十二月に策定した「週休二日制等労働時間対策推進計画」に基づく積極的な行政指導の推進に努めてきたところであり、今後とも、引き続き、努力してまいりたい。

五 ILO諸条約のうち特に婦人の権利に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一号条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。

これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。

六 政府は、パートタイマーに関し、労働基準法、最低賃金法等の適用があることを周知徹底し、また、就業規則の整備等によつて労働条件を明確にすることを指導する等の施策を

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願(第五四〇号)

同

推進しているところであり、今後とも、これらの施策を推進することによってパートタイマーの労働条件の確保及び改善に努めてまいりたい。

また、政府は、パートタイマーの就業形態、就業時間等が様々であることにかんがみ、常雇用者を対象とする健康保険等への加入をパートタイマーにも一律に義務づけることは考えていないが、パートタイマーであっても常雇用の関係にあると認められる者には、健康保険等の適用を行つていく。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としていくところであり、右条約が昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日、法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

三 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っており、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

四 雇用における男女平等を確保するための法

的整備を含む諸方策については、昭和五十七年五月に男女平等問題専門家会議から報告された「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を踏まえ、婦人少年問題審議会において、審議が行われているところである。

政府としては、今後、右審議会での審議結果等を待つて、法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

なお、政府は、これまでに、週休二日制の普及促進等労働時間短縮を図るため、昭和五十五年十二月に策定した「週休二日制等労働時間対策推進計画」に基づく積極的な行政指導の推進に努めてきたところであり、今後とも、引き続き、努力してまいりたい。

五 ILO諸条約のうち特に婦人の権利に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一号条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。

これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。

六 政府は、パートタイマーに関し、労働基準法、最低賃金法等の適用があることを周知徹底し、また、就業規則の整備等によつて労働条件を明確にすることを指導する等の施策を推進しているところであり、今後とも、これらの施策を推進することによってパートタイマーの労働条件の確保及び改善に努めてまいりたい。

また、政府は、パートタイマーの就業形態、就業時間等が様々であることにかんがみ、常雇用者を対象とする健康保険等への加入をパートタイマーにも一律に義務づけることは考えていないが、パートタイマーであ

朝鮮民主主義人民共和国へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願(第九八五号)

同

つても常雇用の関係にあると認められる者には、健康保険等の適用を行っている。

一 政府は、この問題は、人道的観点から取り組むべきものとらえ、北朝鮮との間に国交がないことからとりうる手段には限界があるが、昭和五十年頃、日本赤十字社を通じて安否調査を依頼する等種々の努力をしてきたところである。

二 この結果、昭和五十七年十月一日に初めて北朝鮮側より日本赤十字社を通じて特に家族から安否調査の要望の強かつた九名の日本人妻について安否が判明した旨連絡を受けた。北朝鮮側よりの連絡によれば、今後も日本赤十字社を通じてこの種の安否調査には通信連絡を容易にする等によりできる限り協力することである。

三 政府としては、この結果を踏まえ、今後とも安否調査につき家族の方々からの要望があれば、日本赤十字社を通じて北朝鮮側に取り次ぐこととし、日本人妻の安否が判明し、家族と日本人妻の通信が確保された段階で更に双方の再会につき希望があれば、これが実現するよう努力してまいりたい。

同

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願(三十四件)(第一三九一・一四七九・一四九九・一五三八・一六〇八・一六一三・一六四七・一六七八・一六七九・一七三四・一七六五・二五九四・二七二七・三〇三六・三一五七・三一八四・三三三七・三三八〇・三五一・三六三三・三六九七・三七四八・三八五四・三九八一・四〇六七・四九六四・五一七四・五一九九・五二五九・五三〇〇・五

四七五・五五一八・五六〇九・五四三三号)

の改正については、昭和五十六年十月三十日、法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

三 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っており、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

四 雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策については、昭和五十七年五月に男女平等問題専門家会議から報告された「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を踏まえ、婦人少年問題審議会において、審議が行われているところである。

政府としては、今後、右審議会での審議結果等を待つて、法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

なお、政府は、これまでに、週休二日制の普及促進等労働時間短縮を図るため、昭和五十五年十二月に策定した「週休二日制等労働時間対策推進計画」に基づく積極的な行政指導の推進に努めてきたところであり、今後とも、引き続き、努力してまいりたい。

五 ILO諸条約のうち特に婦人の権利に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一号条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。

これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねていくところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。

核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願(第二九八四号)

同

非戦、平和のための軍縮に関する請願(第三九四三号)

同

六 政府は、パートタイマーに関し、労働基準法、最低賃金法等の適用があることを周知徹底し、また、就業規則の整備等によつて労働条件を明確にすることを指導する等の施策を推進しているところであり、今後とも、これらの施策を推進することによつてパートタイマーの労働条件の確保及び改善に努めてまいりたい。

また、政府は、パートタイマーの就業形態、就業時間等が様々であることにかんがみ、常雇用者を対象とする健康保険等への加入をパートタイマーにも一律に義務づけることは考えていないが、パートタイマーであっても常雇用の関係にあると認められる者には、健康保険等の適用を行つてゐる。

一 従来より政府としては、国際社会の平和と安全を確保するための重要な努力の一環として、核兵器の廃絶を含む全面完全軍縮という人類共通の究極的目標達成のため、軍縮の促進に積極的に努力して来ているところである。

二 昭和五十七年六月に開催された第二回国連軍縮特別総会においても鈴木総理が平和国家としての我が国独自の立場から核軍縮を中心とする軍縮の促進を訴えたところであり、政府としては今後とも国連、軍縮委員会等の場において軍縮の促進のためあらゆる努力を行つてまいりたい。

一 政府としては、憲法の下で軍事大国とならず、平和国家としての道を歩んで来ている我が国にとつて核軍縮をはじめとする軍縮の促進に努力することは自らに課せられた責務であると考えている。

二 このような考え方に立つて従来より、核兵器国をはじめとする世界の各国に対し軍縮の促進を訴えて来たところであり、政府として

核兵器廃絶に関する請願(第四二四一号)

同

私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願(九件)(第八・七一・一四三・二三一・二三八・二四四・二五六・二七一・三七七号)

文部省

は今後とも国連、軍縮委員会等の場において軍縮の促進を強く訴えてまいりたい。

一 核の惨禍が二度と繰り返されることのないよう核兵器のない世界を実現することは、被爆国日本の悲願である。

政府としては、この強い国民的願望を早急に実現するためには、まず何よりも実効ある具体的な核軍縮措置を着実に積み重ねて行くことが肝要であると考えてゐる。

二 かかる観点から政府としては、今後とも核実験の全面禁止、米ソ間の核軍備削減交渉の進展等を核兵器国をはじめとする世界の各国に強く訴えてまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助については、昭和五十七年度において前年度と同額の二千八百三十五億円を計上しているところである。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

三(1) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行つてゐるところである。

(2) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としてゐるところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところであり、昭

和五十七年度にはヒノエウマの影響による高
校生徒の急減に対応するため一般補助の中で
二十億円増額しているところである。

五 高校生の急増に対処するため、私立高等学
校新增設建物整備費補助を年々拡充している
ところである。

六 日本育英会の育英奨学事業については、第
二次臨時行政調査会の答申においてその見直
しが求められており、現在学識経験者等から
成る調査研究会において調査研究を行ってい
るところであり、この点も含めて今後慎重に
検討してまいりたい。

七 私立学校教職員共済組合の行う退職給付等
に係る国の補助については、行政改革を推進
するための当面講ずべき措置の一環としての
国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置
に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)
の規定により、昭和五十七年度から昭和五十
九年度までの特例適用期間中厚生年金及び他
の共済年金の場合と同様に四分の一減額する
こととされている。

この措置は、特例適用期間中に限られた特
例措置であり、特例適用期間中の国の補助の
減額分についても、特例適用期間経過後にお
いて当該減額分の補助その他の適切な措置を
講ずるものとされているところである。

一 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中
心に年々その推進に努めてきたところであ
り、授業料等学費に対する直接的な補助を行
うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を
中心に年々その推進に努めてきたところであ
り、私立大学等経常費補助については、昭和
五十七年度において前年度と同額の二千八百
三十五億円を計上しているところである。

八・二五九五・二七二二・二七二
三・二九三一・三〇〇六・三〇三
八・三一五〇・三一八七・三三三八
六・三四二四・三五一一・三六三
八・三六九九・四一三〇号)

私立の授業料等学費に対する助成
等に関する請願(第一〇三八号)

三① 教員の配置をどのように充実していくか
については、学校法人がその経営責任に基
づいて行うものであるが、現に配置されて
いる教員についてはその給与等を経常費補
助の対象としているところである。

② 施設・設備の整備資金については、日本
私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っ
ているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高
等学校等経常費助成費補助の中に「過疎県の
私立高等学校に対する特別補助」を計上し、
年々その推進に努めているところであり、昭
和五十七年度にはヒノエウマの影響による高
校生徒の急減に対応するため一般補助の中で
二十億円増額しているところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第
二次臨時行政調査会の答申においてその見直
しが求められており、現在学識経験者等から
成る調査研究会において調査研究を行ってい
るところであり、この点も含めて今後慎重に
検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中
心に年々その推進に努めてきたところであ
り、授業料等学費に対する直接的な補助を行
うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学
校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を
中心に年々その推進に努めてきたところであ
り、私立大学等経常費補助については、昭和
五十七年度において前年度と同額の二千八百
三十五億円を計上しているところである。

三① 教員の配置をどのように充実していくか
については、学校法人がその経営責任に基
づいて行うものであるが、現に配置されて
いる教員についてはその給与等を経常費補
助の対象としているところである。

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その一) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

② 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところであり、昭和五十七年度にはヒノエウマの影響による高校生徒の急減に対応するため一般補助の中で二十億円増額しているところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直しを求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において調査研究を行っているところであり、この点も含めて今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところである。

三① 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

② 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところであり、また、

私学の授業料等学費に対する大幅助成等に関する請願(二件)(第一一〇〇・四一九二号)

同

高校生の急増に対処するため私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充している。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直しを求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において調査研究を行っているところであり、この点も含めて今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところである。

三① 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

② 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところであり、昭和五十七年度にはヒノエウマの影響による高校生徒の急減に対応するため一般補助の中で二十億円増額しているところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直しを求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において調査研究を行っているところであり、この点も含めて今後慎重に

同

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(二十件)(第一〇七四・一一〇八・一一一三・一一八一・一一八六・一二〇六・一二七七・一三一七・一四三二・一四九六・一五四三・一五七〇・一六四八・一七一〇・一七三七・一八〇三・一八六三・一九三三・一九五一・二一三六号)

中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願(十四件)
(第一四三・一四八〇・一五〇〇・一五三九・一六〇九・一六八・一・一六八二・一六九四・一七三八・一七六六・二三七八・二五二一・三九一七・四九七五号)

私学助成の大幅増額、教育研究の発展に関する請願(第一四九七号)

同

同

検討してまいりたい。

現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っており、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助については、昭和五十七年度において前年度と同額の二千八百三十五億円を計上しているところである。

三 ① 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

② 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 高校生の急増に対処するため、私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

五 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところである。

私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願(三件)(第五四三〇・五四五〇・五四六〇号)

同

六 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直しが求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において調査研究を行っているところであり、この点も含めて今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助については、昭和五十七年度において前年度と同額の二千八百三十五億円を計上しているところである。

三 ① 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

② 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところであり、昭和五十七年度にはヒノエウマの影響による高校生徒の急減に対応するため一般補助の中で二十億円増額しているところである。

五 高校生の急増に対処するため、私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

六 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直

しが求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において調査研究を行っているところであり、この点も含めて今後慎重に検討してまいりたい。

厚生省

一 保育所措置費については、従来からその改善に努めているところである。今後とも実情を踏まえ、改善に努力してまいりたい。

二 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来数次にわたる改正を行ってきたところである。今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

三 保育所における職員の労働条件の改善については従来から保育定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところであり、昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

四 障害児保育等の特別保育対策については、昭和五十七年度においても、障害児保育事業の助成対象児童を増やす等の拡充を図ったところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

一 保育所運営費については、従来から改善に努めており、昭和五十七年度においても所要の改善措置を講じたところである。今後とも、運営費の改善に努めてまいりたい。

障害児保育については、障害児四人に対し、保母一人になるようにされているところである。今後の障害児保育事業については、助成対象児童を増やすことにより、その充実に努めてまいりたい。

二 児童手当については、昨年成立した行革関連特例法により、今年度より所得制限及び給付に関し三年間の特例措置が講じられているところである。

同

民間保育事業振興に関する請願
(十八件) (第六七・二一四・二二四・二四一・二四二・二四六・二五〇・二五九・二六〇・二六二・二六九・二八四・四一七・四六五・一〇八九・一九八六・二五四四・二五五七号)

児童手当制度の今後の在り方については、同法においてこの制度全般の検討が明記されているので、各方面の議論や社会経済情勢の動向を勘案しつつ、制度の存続を前提として幅広い角度から検討を行うこととしている。

一 保育所の建設については、全国的には、ほぼ必要な水準に達しているところである。今後は、地域的適正配置に努めるとともに、多様化する保育需要に対応する等保育内容の充実に努めてまいりたい。

二 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

三 保育所の運営費は、施設の定員規模、地域、児童の年齢等により異なるため、これらの諸経費を措置児童一人当たり換算し、現員に応じた支弁することとしており、これを改めて定員定額制にすることは考えていない。

四 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来数次にわたる改正を行ってきたところである。今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、物価上昇等に応じて毎年その改善を図っているが、昭和五十七年度においても一般生活費、児童用採暖費につき所要の改善措置を講じたところである。今後ともその適正な内容の確保に努めてまいりたい。

保育所の運営費等に対する国庫補助制度の改善等に関する請願(二件)(第一七・三四七号)

同

保育所振興対策の確立に関する請願(三十六件) (第一二・八三・一八三・二〇四・二〇五・二〇六・二〇七・二〇八・二〇九・二一一・二一二・二二三・二二五・二二六・二二七・二二三・二二三・二三三・二三九・二四〇・二四五・二五四・二六七・二六八・二七八・二七九・三三九・三七八・四一四・四一五・四六四・八三七・九八三・一〇一三・一一八七・二九一〇号)

保育所の建設と施設運営の改善等 同
 に関する請願(十二件)(第一七
 〇・一七一・一七二・一七三・一
 七四・一七五・一七六・一七七・
 一七八・一七九・一八〇・一八一
 号)

六 保育所における職員の労働条件の改善につ
 いては従来から保母定数の改定、年休代替要
 員費の充実を図るなど鋭意努力しているところ
 であり、昭和五十七年度においても、業務
 省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員
 の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改
 善措置を講じたところである。

七 現在、保育所の保育単価の定員区分につ
 いては、主として保母一人当たりの受持児童数
 が四歳以上児の場合三十人であることを勘案
 して、三十人きざみとしているところであ
 る。

この保育単価については、定員規模別に分
 けられているほか、国家公務員の調整手当の
 支給地域に準じた四種の地域別、所長の設
 置・未設置別、児童の年齢別等ときめ細かく
 積算される方式が採られており、市町村の事
 務量等からみても現行の定員区分を改め、十
 人きざみの保育単価とすることは困難であ
 る。

一 保育所の建設については、全国的にはほ
 必要な水準に達しているところである。今後
 は、地域的適正配置に努めるとともに、多様
 化する保育需要に対応する等保育内容の充実
 に努めてまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建
 築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助
 基準単価の引上げを行つていくところであ
 る。今後とも実情を勘案して改善に努めてま
 いりたい。

三 無(未)認可保育所については、必要があれ
 ば認可保育所として整備を推進することが先
 決であると考えており、認可保育所としての
 要件を備えることができるよう個々の実情に
 応じて十分指導に努めてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十七年度
 において、保母の給与基準を引き上げると

もに、定員六十人以上の規模の施設につい
 ては保母を二人から三人に増員するなど改善を
 図つてきたところである。今後とも実情を勘
 案しながら改善に努力してまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策
 の一環として看護職員の離職防止及び未就業
 看護職員の就業促進のため、その運営費の一
 部を助成することとしており、看護婦の就業
 状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行
 つていくところである。

六 三歳以上児に完全給食を実施することにつ
 いては、施設整備費や運営費に多額の財政負
 担を要するなど問題が多く、現在のところ行
 う考えはない。

保育所運営費については、従来から改善に
 努めており、昭和五十七年度においても所要
 の改善措置を講じたところである。今後と
 も、実情を勘案しつつその改善に努めてま
 いりたい。

七(一) 保育所の保育時間については、一日八時
 間を原則としているが、保護者の労働時間
 その他家庭の状況等に応じた保育時間を確
 保するため保母の時差出勤等ができるよう
 最低基準で定める保母定数のほか保母の
 加配の措置を講じているところである。ま
 た、都市及びその周辺であつて延長保育を
 要する児童の多い地域については昭和五十
 六年度から延長保育特別対策を実施してお
 り、昭和五十七年度においてもこれにつき
 所要の改善措置を講じたところである。

(二) 医療を必要とする病児については、保育
 所の設備機能からみて適切な保護を加える
 ことが困難なこと、他の乳幼児に対する悪
 影響も予想されことから、保育所に入所
 させることは不適当と考えている。なお、
 入院患児についても特別の措置を講じるこ
 とは考えていない。

八 産休明け保育、乳児保育については、基本

的には、育児休業(職)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、昭和四十四年度から乳児保育特別対策を開始して以来、その対象の拡大を図ってきたところである。今後とも乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

九 保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところであり、昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法遵守、職業性疾病の防止のため、その監督指導を重点的に行っているところであり、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、当該疾病が保育業務に起因して生じたものと認められれば保険給付を行っているところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、特に、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

十 保母の養成については、従来から保母養成施設に対する助成、保母修学資金貸与制度の実施等の対策を講じているところである。今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

十一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団

体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

十二 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子ども会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては、児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っており、昭和五十七年度においてもその充実を図ったところである。

十三 児童手当については、昨年成立した行革関連特例法により、今年度から所得制限及び給付に關し三年間の特例措置が講じられているところである。

児童手当制度の今後の在り方については、同法においてこの制度全般の検討が明記されているので、各方面の議論や社会経済情勢の動向を勘案しつつ、制度の存続を前提として幅広い角度から検討を行うこととしている。

十四 乳幼児の健康の保持及び増進を図るためには、定期的な健康診査を受けることが重要であることから、乳幼児の発達、発育段階に応じた健康診査、歯科健康診査を実施しているところであり、今後ともこれらの施策の充実を図ってまいりたい。

十五 障害児の保育対策については、昭和五十七年度においても、助成対象児童を増やしたところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

無認可障害者作業所の助成に関する請願(第二五五号) 同

手話通訳の制度化に関する請願(第五四四号) 同

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二十五件)(第六五二・六五三・六六六・六七四・六九九・七〇一・七〇二・七〇三・七〇四・七三三・七五〇・七五一・七五二・七五三・七五四・七八三・八一・八三八・八五九・九七四・九八四・一〇四九・一三七・一・一八九七・四六〇九号) 同

障害者のための作業施設については、従来より、働く障害者の健康と安全、職員の労働条件、施設運営の安定性等の面から一定の構造、設備、専門職員の配置等が必要であるとの考えに立つて精神薄弱者福祉法及び身体障害者福祉法に基づき定員二十人以上の通所授産施設を制度化し、整備費、運営費(措置費)の助成を行っているところであり、認可基準に合致しない小規模の施設については、認可基準に合致する施設への切換えを指導しているところである。

なお、精神薄弱者については、精神薄弱者通所援護事業を、身体障害者については、在宅障害者デイ・サービス事業を行っており、精神障害者については、デイ・ケア施設等の整備の促進を図っているところである。

手話通訳資格認定の制度化については、その前提として、標準手話用語を増やすこと及び手話用語を教えることができる指導者の養成が必要であることから、現在、関係方面と協力してこれらの前提条件の整備に努めているところである。今後とも、これらの整備状況の推移も見極めつつ、鋭意検討してまいりたい。

一 腎不全患者のための医療機関としては、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備してきたところである。また、国立佐倉療養所を昭和五十四年から国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。

二 腎疾患の早期発見については、現在行われている成人病検診、乳幼児、婦人、老人等の健康診査の中で検尿を行い、これにより対処されている。また、昭和五十八年二月から実施される予定の老人保健法の健康診査事業の中で、四十歳以上の者に対し検尿を実施することとしている。

難病対策の充実に関する請願(第七六一号) 同

三 身体障害者手帳の交付の対象となる腎不全患者に対しては、従来から、更生医療として透析治療の給付を行っているところである。

四 人工腎臓の整備については、現在、透析機関の約三分の二が民間の施設となっており、今後においても、民間が中心的な役割を果たすものと考えているが、患者の動向をもみながら、その整備を図ってまいりたい。

五 腎提供者の登録の促進については、政府において、社団法人腎臓移植普及会を通じ、また、政府広報などにより、その普及啓蒙に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通じて普及啓蒙に努めてまいりたい。

腎移植体制の促進については、昭和五十三年度から地方腎移植センターの整備を、また、昭和五十五年度から都道府県腎移植施設の整備を進めているところであり、今後とも、その整備を進め腎移植体制の促進を図ってまいりたい。

六 働ける腎臓病患者の社会復帰対策については、人工腎臓が十分に整備されていない地域における整備の促進を図るとともに、透析技術の改良などに努めてまいりたい。

一 難病患者の福祉対策の確立については、難病対策として、調査研究の推進、医療施設の整備、医療費の自己負担の軽減を図るほか、身体障害者福祉法その他に基づく種々の福祉施策の充実を図ることにより、難病患者及びその家族の福祉の増進に努めてまいりたい。

二 難病の治療法等研究体制の強化については、現在、難病に関する原因の究明及び治療方法の確立を目指して、医学の専門家からなる研究班を組織して鋭意研究を進めているところである。医療費の公費負担を行う治療研究事業の推進と併せて、今後とも、各種難病の治療法が確立されるよう研究体制の強化に

[illegible]

精神障害者福祉法制定に関する請願(第二八六一号) 同

医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に関する請願(第二九五二号) 同

は保険料の拠出などを要件として給付を行うという社会保険の仕組みで成り立っている。中国から高齢になつて帰国された者は、所要の要件を満たさないという特殊な事情にあると思われるが、年金制度において特別の扱いを講じ、特別に給付を認めることとした場合は、これまで長期間保険料を納めてきた者や将来にわたつて恒常的に保険料を納める者との均衡を失ふこととなる。したがつて、公的年金制度においては、特殊な事情にある者に対してのみ特別な給付を行うという扱いは、採り難いと考ええる。

なお、永住帰国者に限らず一定の受給資格要件を満たさないために老齢年金の受給ができない者の扱いについては、公的年金制度全体の将来の在り方にかかわる問題であり、今後の研究課題としてまいりたい。

精神障害者対策については、医療及び保護の充実を図るとともに、デイ・ケア施設等各種の社会復帰施設の整備や昭和五十七年度から実施している通院患者リハビリテーション事業等により、回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進に努めているところである。政府としては、今後とも、医療と一体のものとして福祉対策の推進を図つてまいりたいと考えており、現在、精神障害者福祉法を制定することは考えていない。

医療ソーシャルワーカーについては、一般のソーシャルワーカーや保健婦との業務分担が明確でないこともあり、直ちに、身分資格の法制化を図ることは困難であると考えている。

なお、国は、保健所に配置される医療ソーシャルワーカーの件数について三分の一の補助を行っているほか、厚生省と社団法人日本医療社会事業協会との共催による講習会を実施して医療ソーシャルワーカーの資質向上を図つて

国民健康保険制度の改善に関する請願(第二九八七号) 同

国立腎センター設立に関する請願(七件)(第三一六二・三八四二・三九四〇・四〇〇九・四二三七・四六一〇・五七八六号) 同

脊椎(脊)裂(二分脊椎)症児者の医療の充実と改善に関する請願(第三一九七号) 同

いるところである。

国民健康保険における出産手当金及び傷病手当金の制度化は、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

助産費については、国はその一部を補助しているところである。昭和五十六年度からは、補助基準額を八万円から十万円に引き上げているところであり、昭和五十八年三月からは、被保険者のうち四分の三の者について十万円に引き上げることとしている。

腎炎、ネフローゼ等の腎疾患については、昭和四十八年度から研究班を組織し、その成因、治療法及び予防法について鋭意研究を推進しているところである。

また、腎不全患者のための医療機関としては、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備してきたところである。

さらに、国立佐倉療養所を昭和五十四年度から国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。

一 特定疾患治療研究事業は、原因が不明であり、治療法の確立していないいわゆる難病のうち、治療研究事業を推進することにより、原因の究明、治療法の開発が期待されるものを選定し実施しているが、本症は、胎内での発生異常に起因する先天的障害であるため、特定疾患治療研究事業の対象とすることは困難であると考えている。

また、更生医療は、身体障害者福祉法上の身体障害者に対して、身体の障害を除去し若しくは軽減して職業能力を増進し、又は、日常生活を容易にすること等を目的として行っているものであるが、身体障害者福祉法上の

身体障害者の範囲の問題は、身体障害者福祉審議会の答申(昭和五十七年三月)を踏まえて現在検討を行っているところである。

二 本症の原因の究明等に関する研究については、昭和五十六年度から三か年の予定で、神経疾患研究委託費により、「脊髄異常に伴う神経障害の発生及び予防に関する研究」の中で取り組んでいるところである。

三 本症については、現在のところ、発生原因等の研究段階であることから、その治療については、総合病院等において関連診療科の連携により必要な対応が図られるものと考えている。

四 身体障害者手帳の基準を見直すことについては、身体障害者の範囲の問題として、身体障害者福祉審議会の答申(昭和五十七年三月)を踏まえて現在検討を行っているところである。

五 本症の尿失禁コントロールのための電気治療器具に健康保険を適用することについては、本症に対する当該治療器具の治療上の有用性等について関係学会等の意見を聴きつつ対処してまいりたい。

六 重度障害児・者日常生活用具給付等事業による浴槽の給付は、原則として学齢以上の在宅の重度障害児を対象として行っているが、障害児の個々の事情に応じて学齢に達しない児童にも給付することができるとなっている。

一 中国残留日本人孤児の肉親捜しについては、これら孤児の積年の悲願であり、また、肉親や当時の事情を知る者が高齢に達している現状から、早期に解決しなければならぬ問題であると考えている。現在、その実施について中国政府と交渉中であるが、今後中国政府の協力をとりつけて調査の促進を図るよう努力してまいりたい。

同

中国残留孤児対策強化に関する請願(第三二四六号)

二 訪日調査の結果、身元は判明しなかったが、肉親と離別した時の状況等から日本人であると認められる孤児についても、その者の希望に応じて日本への永住帰国を認めることとしている。

三 帰国後における早期定着化のための援護施策としては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施するとともに、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。

このほか帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育訓練手当の支給等必要な援護措置を講じながらの職業訓練、職業紹介の実施、住宅のあつせん等を行っており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において一日も早く安定した社会生活が営むことができるよう措置しているところである。

今後においても、更に定着化対策の充実強化を図ってまいりたい。

老人については、きゆう・マッサージの施術にかかる医療費支給手続、施術範囲の問題については、医療保険各法との均衡を考慮しつつ慎重に検討してまいりたい。

医療保険による老人のはり・きゆう・マッサージの施術にかかる療養費支給申請手続の簡素化並びに施術内容の充実等に関する請願(四件)(第三四〇一・三五七七・三八八三・四二六〇号)

同

小規模障害者作業所の助成に関する請願(九件)(第四〇〇二・四一三四・四一三五・四二六一・四二六二・四三三〇・四三三〇・四六五八・五七七〇号)

同

一 障害者のための作業施設については、従来より、働く障害者の健康と安全、職員の労働条件、施設運営の安定性等の面から一定の構造、設備、専門職員の配置等が必要であるとの考えに立つて精神薄弱者福祉法及び身体障害者福祉法に基づき定員二十人以上の通所授産施設を制度化し、整備費、運営費(措置費)

同

司

精神薄弱者、身体障害者及び精神障害者に

中国残留日本人孤児の肉親捜しについては、これら孤児の積年の悲願であり、また、肉親や当時の事情を知る者が高齢に達している現状から、早期に解決しなければならない問題であると考えている。現在、その実施について中国政府と交渉中であるが、今後中国政府の協力をとりつけて調査の促進を図るよう努力してまいりたい。

一 中国残留日本人孤児の肉親捜しについては、これら孤児の積年の悲願であり、また、肉親や当時の事情を知る者が高齢に達している現状から、早期に解決しなければならぬ問題であると考えている。現在、その実施について中国政府と交渉中であるが、今後中国政府の協力をとりつけて調査の促進を図るよう努力してまいりたい。

二 訪日調査の結果、身元は判明しなかった

司

同

策としては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施するとともに、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。

このほか帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育訓練手当の支給等必要な援護措置を講じながらの職業訓練、職業紹介の実施、住宅のあつせん等を行つており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において一日も早く安定した社会生活が営むことができるよう措置しているところである。

今後においても、更に定着化対策の充実強化を図つてまいりたい。

理容師、美容師及びクリーニング師の資格制度は、業務に従事する者の資質の確保を通じて公衆衛生の向上を図るという目的で設けられたものであり、今後とも、その趣旨に配慮してまゐりたい。

一 国民健康保険組合については、国民健康保険の市町村公営原則を維持しつつも、小規模なものを中心に地域の拡張等により経営の安定化を図るための措置を検討しているところである。

二 国民健康保険組合臨時調整補助金については、昭和五十七年度予算において、高額療養費に対する補助を含め、七十五億円を計上している。

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その一) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

二六

五七四九・五七五〇・五七五一・
五七五二・五七五三・五七五四・
五七五五・五七五六・五七五七・
五七五八・五七五九・五七六〇・
五七六一・五七六二・五七六三・
五七六四・五七六五・五七六六・
五七六七・五七六八号)

中国残留孤児対策の強化に関する
請願(第五五二八号) 同

現在の厳しい財政状況の下では、国庫助成を現行水準以上に増額することは極めて困難である。

一 中国残留日本人孤児の肉親捜しについては、これら孤児の積年の悲願であり、また、肉親や当時の事情を知る者が高齢に達している現状から、早期に解決しなければならぬ問題であると考えている。現在、その実施について中国政府と交渉中であるが、今後中国政府の協力をとりつけて調査の促進を図るよう努力してまいりたい。

二 訪日調査の結果、身元は判明しなかったが、肉親と離別した時の状況等から日本人であると認められる孤児についても、その者の希望に応じて日本への永住帰国を認めることとしている。

三 帰国後における早期定着化のための援護施策としては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施するとともに、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。

このほか帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育訓練手当の支給等必要な援護措置を講じながらの職業訓練、職業紹介の実施、住宅のあつせん等を行っており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において一日も早く安定した社会生活が営むことができるよう措置しているところである。今後においても、更に定着化対策の充実強化を図ってまいりたい。

保育行政の充実に関する請願(二) 同
件(第五八〇六・五八一九号)

一 保育所の建設については、全国的にはほぼ必要な水準に達しているところである。今後は地域的適正配置に努めるとともに、多様化する保育需要に対応する等保育行政の充実に努めてまいりたい。

二 幼稚園と保育所は、目的機能を異にし、それぞれ必要な役割を果たしていることから、一元化すべきではないと考えている。

しかしながら、乳幼児の福祉を図る観点から幼保共通に向上を図ることができる事柄については、今後ともその連携を図ってまいりたい。

また障害児保育対策については、昭和五十七年度においても、助成対象児童を増やし、その拡充を図ったところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

三 保育所運営については、公と民の協力のもとにその推進が図られるべきであり、公私いづれの方法を採るかは、当該地方公共団体の自律的判断を尊重しているところである。

また、認可保育所の運営については、今後ともその指導監督に十分努めてまいりたい。

四 保育所等における労働基準法遵守については、従来から重点的に指導を行っているところであり、今後とも努力してまいりたい。

また、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど職員の労働条件の改善に鋭意努力しているところであり、昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

五 保育所の運営については、入所児童に対する適正な保育が確保されることが必要であり、この前提のうえで施設の設置者及び施設長の適切な判断に委ねられるべき事柄であると考えている。

六 保育に欠ける児童を保育所の入所措置の対

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その一) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

象とする現行の基準を変更する考えはない。

また児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に對しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行つてゐるところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

七 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行つてゐるところである。また、運営費についても、従来から改善に努めてきており、今後とも、実情を勘案しつつ、必要な改善を図つてまいりたい。

八 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に應じた保育時間を確保するため保母の時差出勤等ができるよう最低基準を講じてゐるところである。また、都市及びその周辺であつて延長保育を要する児童の多い地域については昭和五十六年度から延長保育特別対策を実施しており、昭和五十七年度においてもこれにつき所要の改善措置を講じたところである。

九 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童

ホテル・旅館等の防火用設備等の改善融資に関する請願(第二八九号)

同

農業者年金制度の改善に関する請願(第八六号)

農林水産省

増産ふすま用小麦の増枠に関する請願(第七九三号)

同

に對し必要な指導を行うとともに子供会等の地域組織の育成等に努力してゐるところである。特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図つており、昭和五十七年度においてもその充実を図つたところである。

ホテル・旅館等の消防設備等の整備については、従来より、環境衛生金融公庫等において一般貸付の限度額に上乗せするなど、そのための融資を行つてきたところである。今後とも、ホテル・旅館等の防火対策に配慮してまいりたい。

一 農業者の遺族についての保障は、国民年金その他の社会保障制度により行われることとなつており、それに加えて更に農業者年金に遺族年金を創設することについては、困難と考えてゐる。

二 農業者年金の支給要件及び特定保険料を納付できる後継者の要件の緩和については、制度の基本にかかわる問題もあり、困難と考えてゐる。

三 昭和五十六年度に財政再計算を行い、年金額については農業所得の推移等を勘案して、また、保険料については農業者の負担能力等を勘案して適正な水準に改定したところであり、更に、昭和五十七年八月には、国民年金の年金給付の自動的改定措置に準じて年金額を改定する等の措置を講じたところである。

政府は、一般製粉工場の余剰能力を活用してふすまの増産を図ることにより、その需給及び価格の安定を推進しているが、東北地区増産ふすま指定工場への増産ふすま用小麦の売渡数量の増加については、指定工場の加工能力、併産

食糧自給率の向上と農畜産物の輸入規制に関する請願(第七九四号)

同

木材需給の安定と秩序ある外材輸入体制の確立に関する請願(第七九五号)

同

される小麦粉の需給等の問題があり、慎重に検討する必要があると考えている。

食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、その安定供給と安全保障の確保は国政の最重要課題の一つである。このため、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うという方針の下に、生産性を高めながら総合的な食料自給力の維持強化を図っているところである。

農畜産物の輸入については、関係国との友好関係を留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であると考えている。

一 国産材の需要拡大のための事業の拡充強化を図ることについては、

(一) 木造住宅の建設については、国民の根強い木造住宅に対する需要にこたえるものであり、また、木材その他資材需要の拡大により、地域の産業の振興にもつながるものであるので、その促進に努めていく必要がある。

昭和五十七年度においては、木造住宅の建設を促進するため、木造公営住宅の建設、耐久性に優れた木造住宅に対する公庫の割増貸付けの創設(二十万円)を行うとともに、地域特性に応じた良質な木造住宅の供給を図るため、木造住宅振興モデル事業の実施等を通じて木造住宅建築技術の改良、中小建築業者の業務の共同化等の施策を推進しており、今後とも、これらの施策の一層の充実を図つてまいりたい。

(二) 国産材の用途開発及び消費拡大については、国産材の多用途利用に関する総合研究事業に加え、木質新製品の開発、研究等を目的とした日本住宅・木材技術センター事業、間伐材等の利用拡大を図るための間伐

木材産業の不況緊急対策に関する請願(第八七七号)

同

材等流通・加工改善事業等各般の施策を実施してきているところであり、今後とも、これら施策の充実強化を図つてまいりたい。

二 間伐材等のバルブ・チップ用材の需要拡大については、間伐促進総合対策、国産材産業振興資金等の低利融資等各般の施策の充実を図るとともに、紙バルブ等関連業界団体に対して間伐材等の利用促進について協力要請しているところであり、今後とも施策の適切な実施と指導に努めてまいりたい。

また、集材材等新製品の開発については、現在、中小企業近代化促進法に基づく集材材製造業構造改善事業等によりその促進を図っているところであり、今後ともその適切な実施に努めてまいりたい。

三 外材、外材製品、輸入チップ等について需給調整機能を強化することについては、我が国の木材需給が当分の間相当量を外材に依存せざるを得ないと見込まれることから、今後とも需要に見合った外材の安定的な輸入を図る必要があると考えており、このため、外材輸出国との間の情報と意見の交換、資源の維持培養に対する協力等に努めるとともに、需要に見合った安定的な輸入が確保されるよう主要木材についての短期需給見通しの作成、公表及び関係業界に対する指導等の措置を講じているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

一 国産材の安定的供給については、林道等林業生産基盤の整備、国産材の生産から流通加工に至る供給体制づくり、国産材産業振興資金等の低利融資等各般の施策を講じているところであり、今後とも安定供給体制の整備に努めてまいりたい。

また、我が国の木材需給については、当分の間相当量を外材に依存せざるを得ないと見

蚕糸業の振興に関する請願（第八
九七号）
同

込まれることから、今後とも需要に見合った外材の安定的な輸入を図る必要があると考え、このため、外材輸出国との間の情報と意見の交換、資源の維持培養に対する協力等に努めるとともに、需要に見合った安定的な輸入が確保されるよう主要木材についての短期需給見通しの作成、公表及び関係業界に対する指導等の措置を講じているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

二 木材産業に対しては、長期据え置き及び償還、無担保等の救済特別融資制度を実現すること及び事業転換、体質改善等に必要とする金融、税制等の助成及び指導の強化を図ることについては、中小企業事業転換対策臨時措置法、中小企業近代化促進法に基づく施策等が講じられているが、特に木材産業については、木材産業をめぐる厳しい状況に対処するため、昭和五十七年度において、木材産業の過剰設備の廃棄及び生産方式の合理化を促進する木材産業再編整備緊急対策事業の着実な実施を図るとともに、国産材産業振興資金の活用により、外材から国産材への原料転換を促進することとしている。

また、木材工業団地用地使途制限の緩和等については、木材産業再編整備緊急対策事業の実施を通じて、地域の実情に応じ、都道府県段階において検討することとしている。

三 木材引取税については、林業・林産業経営の状況及び市町村の財源の問題等を考慮しつつ、今後とも慎重に検討してまいりたい。

一 我が国の蚕糸業の経営の安定に資するためには、生糸及び繭の価格の安定を図ることが必要不可欠であり、今後とも、繭糸価格安定法に基づきその安定を図っていくこととしている。

また、基準繭価については、「繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適

正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として決定されているところである。

二 我が国蚕糸業の厳しい現状等に対処するため、生糸・絹製品の輸入については、主要対日輸出国である中国・韓国との二国間協議等により、輸入の秩序化を図ってきているところであり、繭の輸入についても、その秩序化に努力しているところである。

今後においても、生糸等の需給改善を図るため、引き続き生糸等の輸入の秩序化に努めてまいりたい。

三 生糸及び絹製品の需要増進を図るため、従来から絹の普及啓蒙活動、洋装部門をはじめとした新規用途開発等各般にわたる対策を積極的に推進してきたところであるが、更に一層の需要増進を図るため繭糸価格安定法の一部改正が行われ、蚕糸砂糖類価格安定事業団が保有する生糸を生糸需要の増進に資するために新規用途又は販路等に向ける場合に売り渡すことができることとされたところである。

今後とも、従来からの施策を引き続き推進するとともに、改正法の適切な運用等により生糸及び絹製品の需要拡大に努めてまいりたい。

四 稚蚕人工飼料育は、蚕作の安定、生産性の向上等養蚕経営の改善に大きく寄与するものであるが、この円滑な普及推進に当たっては、長期的視点に立つて計画的に推進することが肝要である。

このため、各都府県ごとに策定した「稚蚕人工飼料育導入基本計画」に即し、それぞれの地域における経営実態に応じて養蚕総合振興対策事業等により、機械・施設整備等を行っているところであり、今後ともその普及に努めてまいりたい。

五 共同飼育に対する助成については、養蚕総合振興対策事業において、中核農家が桑園利

オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、梓拡大反対に関する請願
(第二二七四号)

同

農畜産物輸入自由化反対に関する請願(第二二五四号)

同

昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願
(第二二五五号)

同

用の集積活動を通じ、栽桑農家を計画的、組織的に活用して、共同飼育を行う場合に共同利用施設の設置につき助成を行っているところである。

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

一 農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

二 既に自由化されている品目について輸入数量を制限することは困難であるが、茶及び栗については、国内生産に悪影響を与えないよう関税措置により対処しているところである。

一 昭和五十七年度の加工原料乳の保証価格及び限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、また、指定食肉

の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、畜産振興審議会の意見を聴いて適正に定めたところである。

二 主要な畜産物の輸入については、畜産振興事業団による一元的輸入制度、輸入割当制度、関税割当制度、差額関税制度等の適切な運用を図っているところである。

三 畜産経営の安定を図るため、借入金金の償還が困難となつてくる養豚経営、肉用牛経営等に対して、その負債整理をするための長期低利の肉畜経営改善資金の融通措置を新たに講じているところである。

四 飼料穀物の安定的供給を図るため、適切な備蓄水準の確保に努めており、また、配合飼料価格の変動が畜産経営に与える影響を緩和するため、価格安定基金制度の適切な運用に努めているところである。

飼料用麦については、その生産流通の促進に努めているところであり、飼料作物については、飼料基盤の整備、機械施設の導入、生産流通体制の整備等の推進を図っているところである。

更に、稲わら・野草等の未利用資源については、流通の促進、未利用野草地の放牧地としての整備等により、畜産的利用の促進に努めているところである。

五 畜産物の流通の改善と消費の安定的拡大を図るため、畜産物流通施設の整備、消費拡大のための普及啓もう等の推進に努めているところである。

六 畜産物の輸入については、関係国との友好関係に留意しつつ、その需給動向等を踏まえ我が国畜産の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であると考えている。

農畜産物の輸入抑制に関する請願
(第二六四三号)

同

農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願(第二七〇二号)

同

かかる観点から、牛肉等の市場開放の要請に対しては、我が国牛肉生産の実情等について今後とも諸外国に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

一 農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

二 擬装乳製品の輸入については、実需者の自粛の要請等を行っているところである。

三 昭和五十七年度の加工原料乳の保証価格及び限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき畜産振興審議会の意見を聴いて適正に定めたところである。

四 飲用牛乳の流通秩序の適正を期するため、関係者の指導を行っているところである。

五 国産ナチュラルチーズの振興策について

エサ米の転作作物としての認定に関する請願(第二七〇三号)

同

農畜産物貿易自由化阻止に関する請願(第二七四五号)

同

畜産経営の安定強化に関する請願(第二八四二号)

同

は、国際価格及び国内需要の動向等を踏まえ、加工原料乳全体の需給動向を勘案して慎重に検討してまいりたい。

六 畜産経営の安定を図るため、借入金償還が困難となつてくる経営に対して、既に、固定化した負債を整理するための長期低利の資金として、酪農経営にあつては、酪農経営負債整理資金の融通を講ずるとともに、肉用牛経営、養豚経営等にあつては、肉畜経営改善資金の融通措置を新設し、それぞれ適切な対策を講じているところである。

飼料用米の生産については、食料自給力の強化等に寄与し得るという意義がある反面、収益性が極めて低いこと、主食用の米との識別が困難であること、多収品種として注目されている品種も技術的問題があること等の問題がある。したがつて、飼料用米の取扱いについては、今後慎重な検討を要する課題であると考えている。

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

一 乳製品の需給事情にかんがみ、生乳計画生産対策、飲用牛乳消費拡大対策等を講じてきており、民間の乳製品在庫が減少し、畜産振

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その一) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三二

する請願(第二八六三号)

発生したチチュウカイミバエについては、既に同州全域における完全撲滅が達成されたところである。

政府としては、発生から完全撲滅までの間、発生状況等に即応した万全の検疫措置を講じ、その侵入阻止を図ってきたところであるが、今後とも、チチュウカイミバエ等我が国未発生の病害虫の侵入防止に万全を期してまいりたい。

農産物の輸入規制に関する請願
(第二九八八号)

同

一 農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

二 牛肉及びかんきつ類の輸入については、先の東京ラウンド交渉において、国内生産への影響を考慮し、国内の需給動向等を踏まえた上で合意をみており、現在この合意に沿って実施しているところである。

三 農畜産物の検疫制度は、病害虫及び伝染病の我が国への侵入防止を通じて、農業生産の安定及び助長に極めて重要な役割を果たしているため、今後ともその体制の整備に努めてまいりたい。

四 自由化されている農産物の輸入を規制することは困難であるが、今後とも、輸入については、我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われるよう適切に対処してまいりたい。

三 畜産経営の安定を図るため、借入金の償還が困難となつていいる経営に対して、既に、固定化した負債を整理するための長期低利の資金として、酪農経営にあつては、酪農経営負債整理資金の融通を講ずるとともに、肉用牛経営、養豚経営等にあつては、肉畜経営改善資金の融通措置を新設し、それぞれ適切な対策を講じているところである。

農畜産物の輸入については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要であると考えている。

チチュウカイミバエ侵入阻止に関

同

農畜産物の輸入抑制措置に関する
請願(第二八六二号)

同

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号

大蔵省印刷局

〒105

定価一部
一〇〇円

電話 東京 五三 四二(大代)

官報

号外

昭和五十八年六月十四日

○第九十八回国会 参議院会議録追録(その二)

件名	主たる所管省	請願に対する処理要領
農産物の輸入自由化、枠拡大阻止並びに畜産経営の安定等に関する請願(第三四八一号)	農林水産省	一 農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。 二 畜産経営の安定を図るため、借入金の償還が困難となつていける経営に対して、既に、固定化した負債を整理するための長期低利の資金として、酪農経営にあつては、酪農経営負債整理資金の融通を講ずるとともに、肉用牛経営、養豚経営等にあつては、肉畜経営改善資金の融通措置を新設し、それぞれ適切な対策を講じているところである。 飼料穀物の安定的供給を図るため、適切な備蓄水準の確保に努めており、また、配合飼料価格の変動が畜産経営に与える影響を緩和するため、価格安定基金制度の適切な運用に努めているところである。飼料穀物の開発の問題については、超多収品種の育成等に関する試験研究を進めているところである。 さらに、畜産振興事業団の価格安定業務の適正な運営、畜産物の流通の合理化のための

農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願(二件)(第三六四五・四二六三号)

同

こんにやくの輸入自由化反対等に関する請願(第四五八七号)

同

施策等の充実に努めているところである。

三 昭和五十七年度の加工原料乳の保証価格については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、また、豚肉及び牛肉の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、畜産振興審議会の意見を聴いて適正に定めたところである。

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内における農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの農畜産物の市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処するとともに、食料自給力強化に関する国会決議の趣旨を踏まえ、長期的展望に立つて我が国農業の発展と生産力の増強に努め、総合的な食料自給力の維持強化を図つてまいりたい。

一こんにやくいもの(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む)輸入については、その需給動向等を踏まえ、我が国の農業におけるこんにやくいもの生産の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要と考えており、こんにやくいもの(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む)輸入自由化については、我が国におけるこんにやくいもの生産の実情を関係国に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

二こんにやくいもの生産者価格については、需要の動向に即した計画的生産の推進、需要の拡大等需給安定のための適切な対策によりその安定を図つているところである。

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その二) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三四

松くい虫の防除に関する請願(第五三七〇号) 同

三 こんにやくの消費拡大については、地域食品認証制度によつて消費者に良質なこんにやくを提供するよう努めているほか、関係団体を通じてこんにやくの品質の向上に努めるよう指導する等の消費拡大対策を講じているところである。

松くい虫の防除技術の研究開発については、国立林業試験場及び都道府県立林業試験指導機関が協力して総合的な試験研究を鋭意推進しているところである。また、松くい虫防除予算については、昭和五十七年度において、改正後の松くい虫被害対策特別措置法に基づき松林の機能、被害の程度等地域の実態を勘案した総合的かつ効率的な被害対策を実施することとし、これに必要な予算を計上する等その充実を図っているところである。

農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願(第五三七三号) 同

農林水産業の普及事業は、我が国農林水産業及び農山漁村の発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、普及職員の資質の向上等を図り、農林水産業の改良、農山漁家生活の改善及び農山漁村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。

農業基本政策の確立並びに昭和五十七年産米の政府買入価格に関する請願(第五四二八号) 同

一 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、その安定供給と安全保障の確保は国政の基本である。
このような考え方の下に、昭和五十五年十月に農政審議会から「八〇年代の農政の基本方向」が答申されるとともに、同年十一月に「農産物の需要と生産の長期見通し」が閣議決定されたところである。
現在、これらを踏まえ、農業の生産性の向上を図りつつ総合的な食料自給力の維持強化を図ることを基本として、中核農家等の育成、農業生産基盤の整備、農業技術の開発・

果汁の輸入自由化阻止等に関する請願(二件)(第五五〇〇・五七二四号) 同

普及等の施策を推進しているところである。
二 食糧管理制度については、「自主流通米も含めて国民の必要とする米を、国が責任をもつて管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給を果たす」という制度の基本を維持しつつ、過剰・不足にかなる食糧事情にも的確に対応し得るよう食糧管理法を改正し、昭和五十七年一月から施行したところであり、今後、その適切な運用を行つてまいりたい。
また、昭和五十七年産米の政府買入価格については、食糧管理法の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として、米価審議会の議を経て一・一パーセントの引上げを行つたところである。

第六次治山事業五箇年計画の完全実施に関する請願(第七九六号) 同

一 果汁の輸入については、我が国果樹農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要と考えており、米国等の果汁の輸入自由化要求等については、我が国果樹農業の実情等を先方に十分説明し、その理解を得ながら、適切に対処してまいりたい。
二 個別品目の輸入枠については、今後とも国内需給動向等を踏まえ適切に設定するとともに、国産原料用果実の生産については、加工原料用園の経営確立のための実験事業等を活用し、今後ともその振興に努めてまいりたい。

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制 通商産業省

第六次治山事業五箇年計画については、昭和五十七年七月六日に閣議決定したところであり、治山事業の重要性、緊急性にかんがみ同計画の達成に極力努めてまいりたい。
一 大資本のホテル建設に当たつて、大部分が中小企業者である既存の旅館業の経営を圧迫

措置等に関する請願(七十四件)
 (第一四五一・二四八七・二五四六・二五四七・二五七六・二五七七・二五七八・二六一〇・二六九一・二六九二・二六九三・二六九四・二六九五・二六九六・二七四七・二七四八・二七四九・二七五〇・二八三八・二八五六・二八五七・二九一二・二九七六・二九七七・二九七八・二九七九・二九八〇・二九八九・三〇一三・三〇一四・三〇一五・三〇四三・三〇四四・三〇四五・三〇七五・三一〇二・三一六四・三一六五・三一六六・三一九九・三二〇〇・三二〇一・三二五五・三二五六・三三三四・三三五一・三四四六・三三三六・三三三七・三三三八・三三七八・三三七九・三五八〇・三七七一・三七七八・三八一八・四二六四・四二六五・四二六六・四二六七・四二六八・四二六九・四二七〇・四二七一・四二七二・四二七三・四二七四・四二七五・四二七六・四三〇九・四三一〇・四三四一・四四九五・五八〇四号)

同

木材・木工関連産業の振興に関する請願(二件)(第四〇二八・四五七三号)

しないよう中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(以下「中小企業分野調整法」という。)等関係法規の検討並びに効果的運用を図る等、より適切な措置を図ることについては、第九十四回国会において中小企業分野調整法について

① 調査及び調整の申出の都道府県知事の經由と主務大臣に対する知事の意見付記

② 複数の大企業が共同支配するダミーの規制の追加

等と内容とする改正法が可決成立したことに、大企業の中企業分野への進出問題は、業種業態に応じ、かつ、地域の実情に即した指導・調整が行われているものと考えている。

政府においては、旅館業における問題についても、関係省庁、都道府県等との間で連絡を密にして、逐次実態の把握に努めるとともに、適切な指導・調整を行う等中小企業分野調整法の適切な運用に努めてまいりたい。

二 旅館業の健全な育成を図るため中小企業設備近代化資金の拡充等の施策を積極的に推進し、もって既存旅館業の経営安定を図ることについては、昭和五十五年度から旅館業を中小企業設備近代化資金貸付制度の対象とし、その設備の近代化を推進しているところであり、今後とも、対象設備の見直し、貸付条件の改善等により旅館業の健全な育成に資することができるよう努めてまいりたい。

一 木工関連産業等については、中小企業信用保険法、産地中小企業対策臨時措置法、中小企業事業転換対策臨時措置法等に基づく措置等により、当該産業の不況に対処するとともに、その振興を図るため所要の施策を講じているところである。なお、製材業等木材産業については、過剰設備の廃棄及び生産方式の

地熱資源の多目的利用事業に対する助成制度の拡充強化に関する請願(第二七〇五号)

同

合理化の促進を内容とする木材産業再編整備緊急対策事業の着実な実施を図っているところである。

二 国産材については、林道等林業生産基盤の整備、国産材の生産から流通加工に至る供給体制作り、国産材産業振興資金等の低利融資等各般の施策を講じているところであり、今後とも安定供給体制の整備に努めてまいりたい。

また、我が国の木材需給については、当分の間相当量を外材に依存せざるを得ないと見込まれ、今後とも需要に見合った外材の安定的な輸入を図る必要があると考えられるため、外材輸出国との間の情報と意見の交換、資源の維持・培養に対する協力等に努めてまいりたい。

さらに、国産材産業振興基金の活用により、外材から国産材への原料転換を促進することとしている。

三 住宅建設の促進については、昭和五十七年度住宅金融公庫予算において、貸付予定戸数として五十四万戸を確保し、無抽選による貸付けを継続するほか、貸付限度額の引上げ、ステップ償還期間の延長、規模別貸付制度の導入、耐久性に優れた木造住宅に対する割増貸付けの創設等の貸付条件の拡充及び改善を図っているところである。また、昭和五十七年十月八日の経済対策閣僚会議において総合経済対策として、住宅建設について住宅金融公庫の貸付枠の三万戸追加、住宅改良貸付けの貸付限度額の五十万円引上げ等を決定したところであり、今後とも住宅建設の一層の促進に努めることとしている。

政府においては、昭和五十七年度に地熱等のローカルエネルギーの一般的な利用事業に対する低利融資制度の創設を行ったところである。

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その二) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

昭和五十七年十一月ダイヤ改正に向けての東北新幹線と在来線ダイヤの接続に関する請願(第五三七五号)

運輸省

昭和五十七年十一月十五日のダイヤ改正では、東北新幹線とこれに接続する在来線の列車網を整備することにより、新幹線による時間短縮効果が最大限に発揮できるよう東北新幹線と在来線特急との接続については、東北本線盛岡・青森間に、特急「はつかり」十一往復を、田沢湖線・奥羽本線盛岡・秋田間に、田沢湖線の電化開業に合わせて、特急「たざわ」入往復を、それぞれ設定している。また、東北新幹線と快速列車、普通列車との接続については、通勤、通学列車の確保、設備上の制約等の問題があり、すべての時間帯において十分満足する列車体系とすることは困難であるが、可能な限り、各線区において利用者の利便を配慮したダイヤの設定・改正を行っている。

郵政省

電話加入権質に関する臨時特例法は、昭和五十八年三月末日をもって期限切れになることとされているが、現在なお電話加入権が小口金融の担保物として相当利用されている社会的実態があることから、延長する方向で対処してまいりたい。

なお、延長期間については別途検討してまいりたい。

電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願(四十三件)(第二八・二九〇・三四一・六一〇・六一一・六三八・六三九・六四〇・六五八・七二五・七四六・七六五・七七六・八一五・八一六・八一七・八一八・八一九・八二〇・八二一・八二二・八二三・八二四・八二五・八二六・八二七・八二八・八二九・八三〇・八三一・八三二・八三三・八三四・八三五・八三六・一〇三七・一一一二・一一八九・一二六九・二二二〇・二六一一・二六一二・四三六九号)

同

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(三十二件)(第九六一・一〇七二・一一六五・一二四六・一二六六・一四六二・一六三四・一九一八・一九八三・二〇四八・二〇四九・二〇五〇・二〇七一・二〇九三・二二一五・二二七

〇・二二二・二二四六・二四一六・二四四九・二五〇八・二六三三・二七九一・二七九二・二九〇八・二九七四・二九九九・三二七七・三六九四・四一一四・四一五・四三〇六号)

機の取付位置を低くするとともに、特にボックス式のものについては床面積も通常ボックスの約三倍としているなど安全で、かつ利用しやすいよう配慮されているものである。

また、昭和五十六年度から新たに硬貨投入口の位置を電話機前面に設け、ダイヤル面を低くするとともに送受話機を軽量化した新形ボックス式公衆電話機を設置しているところである。

公社では、今後とも身体障害者等の要望を考慮するとともに、用地確保に当たっては道路管理者等の協力を得ながら、このような公衆電話の設置について努めることとしているが、その推進について公社を指導してまいりたい。

二 広く社会に普及した電気通信サービスの利便を障害を有する方々に享受していただくことは大切であると考えており、公社に対しては、それぞれの障害内容に適した機器の開発を指導しているところである。

公社では、既に各種の機器を提供しているが、昭和五十七年十月から肢体不自由者の方々のための電話機の提供を始めたところである。この電話機は、障害の程度に応じて各種の機器が用意されており、寝たきりで手足が全く動かない方々にも利用していただけるものであり、御指摘の首から下が全く動かない又は手指だけが若干動く頸髄損傷の方々にも十分満足して御利用いただけるものと考えている。

三 電話局舎の改善等については、公社では、新規に窓口を設置する局の公衆室の出入口は、原則として車椅子障害者等の出入りを考慮して設計することとしており、また、既設局についても、地域の状況、局舎事情等を勘案の上、逐次整備改善を行うこととしているところである。

また、車椅子障害者が働く局舎について

労働行政体制確立に関する請願 (七件) (第三八二九・三八四六・ 三八六七・三八九八・三九〇四・ 三九五〇・三九七二号)	労働省	は、車いす障害者が働き易いよう、ドア、便 所、エレベーターの改善、段差のスロープ化 など整備改善を行うこととしており、これら 施策の推進については、今後とも公社を指導 してまいりたい。
中央自動車道長野線の建設促進に 関する請願(第七五六号)	建設省	労働行政の充実とその他の増員について は、従来から鋭意努めてきているところであ るが、今後とも財政事情等の厳しい中におい て行政需要の増大に対応し、国民の期待に応 える行政体制の充実強化を図るため、必要な 増員に努めるとともに、行政事務の簡素化、 効率化、人員の適正配置、より効率的な行 政手段の開発・採用を図り、行政能力の向上 に努めてまいりたい。
住宅・宅地政策に関する請願(二 件)(第九四〇・四〇五九号)	同	新規業務の導入に当たつての人員及び予算 の確保については、行政サービスの低下を来 さないよう従来から努力してきたところであ るが、今後とも十分配慮してまいりたい。 中央自動車道岡谷から須坂間については、 昭和四十八年十月に整備計画を決定し、その 後、塩尻地区の路線問題について、県市等関 係機関と調整の上、昭和五十三年十二月に岡 谷から塩尻北間、昭和五十五年六月に塩尻北 から豊科間を、また、昭和五十七年六月二十 九日に豊科から麻積間をそれぞれ路線発表し たところであり、現在、地元との設計協議・ 用地買収等を中心に事業を進めている。 残る麻積から須坂間についても、現在、日 本道路公団で事業実施のための諸調査を進め ていっているところである。 今後とも、各区間の進捗状況を勘案し、計 画的な整備の推進に努めてまいりたい。 一 昭和五十七年度住宅金融公庫予算にお いては、貸付予定戸数として五十四万戸を確 保し、無抽選による貸付けを継続するほか、 貸
公共的施設における身体障害者の ための施設整備に関する請願(第 二七〇一号)	同	付限度額の引上げ、ステップ償還期間の延 長、規模別貸付制度の導入、耐久性に優れた 木造住宅に対する割増貸付けの創設、財形持 家融資に係る利子補給制度の創設等の貸付条 件の拡充、改善を図つたところであるが、さ らに十月八日の総合経済対策においては、増 加の推進に重点を置いて、貸付枠三万戸を 追加し、住宅改良貸付の貸付限度額を五十万 円引き上げたところである。 なお、住宅金融公庫等の公的融資は、国民 の円滑な持家取得の推進、居住水準の向上を 図る上で大きな役割を担ってきたところであ り、今後とも住宅需要等を踏まえつつ、国民が 良質な住宅を円滑に取得できるよう努めてま いりたい。 二 木造在来工法住宅建設の振興については、 各種技術の開発普及及び木造住宅振興モデル 事業の実施等の施策を推進しているところで あり、今後とも良質な木造住宅の供給の促進 を図るよう施策の充実を努めてまいりたい。 三 良質な住宅の供給の促進と地価安定につ いては、国民が良好な住環境の下で安定した 住生活を営むことができるように、引き続き 国土利用計画法の運用等により投機的な土地 取引の抑制を図りつつ、今後とも (一) 土地の有効利用の促進 (二) 計画的宅地開発の促進 (三) 関連公共施設整備の推進 等の施策を総合的かつ積極的に推進してま いりたい。 一 政府においては、従来から、公共的施設 の整備に当たっては、身体障害者の利用の安 全性及び利便性を考慮して、次に掲げる措置 等を講じているところである。 (一) 官庁施設については、「官庁営繕にお ける身体障害者の利用を考慮した設計指針」 (昭和五十六年二月)等に基づき、構内通

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その二) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その二) 第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

第九次道路整備五箇年計画の事業
枠の拡大に関する請願(第五三七
六号)

同

道路は、国民生活の向上と将来の経済発展を支える最も基本的な社会資本であり、その先行的整備が必要であるが現在の整備水準は、諸外国に比し立ち遅れている状況にある。

このため、今後とも道路整備を計画的・効率的に推進することが重要であり、昭和五十七年度末で計画期間を終了する第八次道路整備五箇年計画に引き続き、昭和五十八年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画を策定することが必要である。

なお、新五箇年計画の規模等については、今後の経済財政状況等も勘案しつつ検討してまいりたい。

第九次道路整備五箇年計画策定に
関する請願(第五七〇号)

同

道路は、国民生活の向上と将来の経済発展を支える最も基本的な社会資本であり、その先行的整備が必要であるが、現在の整備水準は、諸外国に比し立ち遅れている状況にある。

このため、今後とも道路整備を計画的・効率的に推進することが重要であり、昭和五十七年度末で計画期間を終了する第八次道路整備五箇年計画に引き続き昭和五十八年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画を策定することが必要である。

なお、新五箇年計画の規模等については、今後の経済財政状況等も勘案しつつ検討してまいりたい。

第九次道路整備五箇年計画の推進
に関する請願(第五七二号)

同

道路は、国民生活の向上と将来の経済発展を支える最も基本的な社会資本であり、その先行的整備が必要であるが、現在の整備水準は、諸外国に比し立ち遅れている状況にある。

このため、今後とも道路整備を計画的・効率的に推進することが重要であり、昭和五十七年度末で計画期間を終了する第八次道路整備五箇年計画に引き続き、昭和五十八年度を初年度とする新たな道路整備五箇年計画を策定することが必要である。

路、階段、便所等について視覚障害者等身体障害者の利用の安全性及び利便性の確保のための所要の整備を行つてきている。

(二) 公共的色彩の強い建築物については、建設省の委託により、社団法人日本建築士会連合会において「身体障害者の利用を配慮した建築設計標準」(昭和五十七年三月)を作成したところであり、今後、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、その普及を図ることとしている。

(三) 道路については、「歩道及び立体横断施設の構造について」(昭和四十八年五月建設省都市局長・道路局長通達)等に基づき、歩道の段差切下げ、斜路付きの立体横断施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置等の方策を講じてきている。

二 今後とも、こうした設計指針等を踏まえ、身体障害者の利用を配慮した所要の施設整備を推進してまいりたい。

同

肢体障害者に対する道路の段差解消等に関する請願(三件)(第三四三〇・三四九八・三四九九号)

公共事業の拡大に関する請願（第五六五二号）

同

なお、新五箇年計画の規模等については、今後の経済財政状況等も勘案しつつ検討してまいりたい。

一 昭和五十七年度下半期の公共事業については、去る十月八日の経済対策閣僚会議において決定した総合経済対策の一環として、災害復旧事業、一般公共事業、地方単独事業及び住宅金融公庫事業を内容とする総額二兆円強の公共投資等の事業規模の追加を行うこととしたところである。

二 昭和五十八年度の概算要求において、公共事業等の投資的経費はマイナス・シーリングの対象外とされ、昭和五十七年度と同額の範囲内とされたところであるが、その規模については、今後の予算編成の過程で慎重に対処してまいりたい。

地方交付税の所要額の確保に関する請願（第七八七号）

自治省

地方一般財源の充実強化の問題は、国と地方との間の財源配分のあり方等に関連した基本的問題であるので、地方制度調査会、税制調査会等におけるこうした基本的問題についての御意見を承わりながら、十分検討してまいりたい。

地方の行財政制度確立に関する請願（第五六八号）

同

一 行政改革は、国・地方を通ずる行財政の簡素効率化と地方自治の尊重を基本的方向として行われなければならないものである。政府としては、このような基本的な方向に従い、今後とも地方制度調査会の答申等を踏まえ、また、臨時行政調査会の審議の動向にも留意しつつ、適切な事務配分とともに、機関委任事務の配分に努めるとともに、機関委任事務のあり方について見直しを図つてまいる考えである。

二 近年の地方財政の財源不足に対し、政府は、臨時地方特例交付金や交付税特別会計における借入れ措置等により、地方財政対策を通じて地方交付税の所要額を確保してきたと

地方財政の確立に関する請願（第五七一〇号）

同

ころである。今後とも、地方財政の運営に支障の生じることのないよう努力してまいりたい。

また、臨時行政調査会答申に言及されているいわゆる留保財源率の問題については、地方公共団体の自主性、自律性の強化の観点から、地方制度調査会の御意見を承りながら対応してまいりたい。

三 国庫補助負担金の削減に当たっては、単なる補助負担率の引下げ等は、地方公共団体への負担の転嫁という問題を生じてくるので、今後とも、このような措置は行わないよう配意してまいりたい。

行政は、できる限り住民の身近なところで住民の意思を反映しながら処理されるべきものである。政府としては、地方制度調査会の答申等を踏まえ、また、臨時行政調査会の審議の動向にも留意しつつ、今後とも適切な事務配分とこれに対応する適正な財源の配分に努めてまいりたい。

昭和五十八年五月十日

参議院議長 徳永 正利殿

内閣総理大臣 中曽根康弘

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十七回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十七回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれ請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第九十七回国会
内閣受理件数
二七二件
処理案決定件数
二七二件

昭和五十八年六月十四日

参議院會議録追録(その二)

第九十六回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

第九十七回国会において採択し、内閣に送付した

三九

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その二) 第九十七回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

件 名	主 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
旧満洲棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(七件)(第四九五・四九六・一〇二二・一〇二三・一〇二四・一〇二五・一〇二六号)	総理府(本府)	旧満洲棉花協会、旧華北棉産改進黨及び旧華中棉産改進黨を外国特殊機関に指定して、その職員としての在職期間を公務員としての在職年に通算することについては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度であり、現在、特定の外国特殊機関の職員としての在職期間を通算することとしているのは、組織の性格、業務の内容、人事交流の態様等当該機関の実態を考慮した特例的な措置であるので、旧満洲棉花協会、旧華北棉産改進黨及び旧華中棉産改進黨の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適当でない。
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約等の早期批准に関する請願(第一九九号)	外務省	婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としており、右条約が昭和五十六年九月三日に発効したことにみかんがみ、できる限り早い時期に批准し得るよう関係各省庁間の連絡調整を密にして諸条件の整備に努めているところである。 また、ILO諸条約のうち特に婦人に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。
婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(四件)(第二四九・三一五・四六二・一〇〇八号)	同	婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としており、右条約が昭和五十六年九月三日に発効したことにみかんがみ、できる限り早い時期に批准し得るよう関係各省庁間の連絡調整を密にして諸条件の整備に努めているところである。 また、ILO諸条約のうち特に婦人に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。
みなし法人課税事業主報酬制度の期限延長に関する請願(三十六件)(第一八・二〇・二六・三六・三七・三八・五九・六〇・六九・七五・八二・八三・八四・八五・八六・一二八・一二九・一三〇・一三一・一三二・一七二・一七三・一七四・一七五・二〇五・二〇六・二一九・二六四・四〇八・四〇九・四一〇・五〇二・五〇三・五八八・七〇八・一〇〇六号)	大蔵省	各省庁間の連絡調整を密にして諸条件の整備に努めているところである。 また、ILO諸条約のうち特に婦人に関するものとしては、第一〇三号条約、第一一一条約等があるが、これらの条約は、関係国内法制との整合性等について種々の問題があるため、批准に至っていない。これらの関係国内法制の在り方等については関係審議会等において検討を重ねているところであり、政府としては、その結果を待つて、更に検討してまいりたい。
私立幼稚園の就園奨励費・経常費補助金廃止等反対に関する請願(第八九二号)	文部省	幼稚園の就園奨励費については、特に私立幼稚園の園児の保護者の経済的負担を軽減するために、昭和五十八年度予算において、減免限度額を改善し、総額百四十二億円を計上しているところである。 また、私立幼稚園に対する経常費助成費補助については、教育条件の維持向上に資するため、昭和五十八年度予算において、園児一人当たり単価を前年度同額とし、二百一億円を計上しているところである。
私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願(四件)(第九二五・九二六・一〇三一・一〇三二号)	同	一 私立大学等に対する経常費補助については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、その推進に努めてきたところであり、五十八年

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿つて、經常費補助を中心にその推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行う考えはない。

三 高校生の急増に対処するため、私立高等学校生徒急増対策建物整備費を年々拡充してきており、五十八年度においては二億三千六百万円計上しているところである。また、過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、その推進に努めているところである。

四 日本育英会の育英奨學事業については、第二次臨時行政調査会の答申においてその見直しを求められており、現在学識経験者等から成る調査研究会において、鋭意調査研究を進めているところであり、この点も含めてさらに慎重に検討してまいりたい。

五 私立学校教職員共済組合の行う退職給付等に係る国の補助については、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の規定により、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの特例適用期間中、厚生年金及び他の共済年金の場合と同様に四分の一減額することとされている。

この措置は、特例適用期間中に限られた特例措置であり、特例適用期間中の国の補助の減額分についても、特例適用期間経過後において当該減額分の補助その他の適切な措置を講ずるものとされているところである。

市区町村社会福祉協議会については、地域の

に關する請願(九十三件)(第二)
 二三・二四・三〇・三一・三九
 四〇・四一・四二・四三・四四・
 五二・六一・六二・六三・六四・
 六五・六六・七一・八七・八八・
 八九・九〇・九一・九二・九三・
 一〇一・一一三・一一六・一三
 三・一三四・一三五・一三六・一
 三七・一三八・一三九・一五一・
 一五二・一五九・一七六・一七
 七・一七八・一七九・一八〇・一
 八一・一八二・一八三・二〇七・
 二〇八・二二〇・二二一・二二
 二・二二三・二六五・二六六・二
 六七・二六八・二六九・二七〇・
 二九六・三一六・三二二・三五
 八・三六八・三七一・四一・四
 一二・四一三・四三七・四三八・
 四五六・五〇四・五〇五・五〇
 六・五九〇・六六四・六八〇・七
 〇九・七一〇・七一一・七二二・
 七二三・七八三・八四三・八五
 四・八六一・八八九・九一九・九
 七五・九七六・九七七・一〇三
 五・一〇三六号)

民間保育事業振興に關する請願
 (二十九件)(第三・一六・二一・
 二七・二八・五三・五四・六七・
 九四・九五・九六・九七・九八・
 一一七・一一八・一四〇・一四
 一・一二七・一二七・一二七・三
 一七・三三八・四一四・四二五・
 五九一・八五五・九七八・一〇一
 三・一〇三四号)

同

福祉活動の拠点としての機能を強化するため、福祉活動専門員の設置助成を進めるとともに、社会福祉法人化を積極的に進めているところである。

一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

二 現在、保育所の保育単価の定員区分については、主として保母一人当たりの受持児童数が四歳以上児の場合三十人であることを勘案して、三十人きざみとしているところである。

この保育単価については、定員規模別に分けられているほか国家公務員の調整手当の支給地域に準じた四種の地域別、所長の設置・未設置別、児童の年齢別等ときめ細かく積算される方式が採られており、市町村の事務量等からみても現行の定員区分を改め、十人きざみの保育単価とすることは困難である。

三 職員給与の格付については、実態に見合うよう努力してまいりたい。

また、乳幼児の保育に携わる保母の受持定数については、専門家の意見を参考にしつつその改善に努めてきているところである。また、現行の受持定数のほかに、保母加配、乳児保育特別対策の実施、障害児保育事業の実施、業務省力化等勤務条件改善費の増額等、児童及び保母の処遇の見地等から実質的な改善向上に努力してきているところである。今後とも引き続きこれらの改善に努力してまいりたい。

四 保育所の建設については、全国的にはほぼ必要な水準に達しているところである。今後は地域の需要を勘案しつつその適正配置に努めてまいりたい。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

五 ベビーホテルでの死亡事故を機に昭和五十六年に児童福祉法が一部改正され、ベビーホテル等のいわゆる無認可の施設に対する行政庁の指導監督権限を強化したところである。一方、これらの施設の利用者の実態に鑑み、乳児院等の活用、夜間保育及び延長保育特別対策の実施、年度途中入所及び小規模保育所

市町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第四七号)

同

中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願(第四八号)

同

制度の充実等の施策を講じているところである。今後指導監督の強化を図るとともに、これらのいわゆる受皿対策の推進を図ってまいりたい。

市区町村社会福祉協議会については、地域の福祉活動の拠点としての機能を強化するため、福祉活動専門員の設置助成を進めるとともに、社会福祉法人化を積極的に進めているところである。

一 中国残留日本人孤児の肉親捜しについては、これら孤児の積年の悲願であり、また、肉親や当時の事情を知る者が高齢に達している現状から、早期に解決しなければならぬ問題であると考えている。昭和五十八年度においては、計一八〇人の孤児について訪日調査を行うなど肉親捜しの充実を図る予定であり、今後とも中国政府の協力を得て、調査の促進に努めてまいりたい。

二 訪日調査の結果、身元は判明しなかつたが、肉親と離別した時の状況等から日本人であると認められる孤児についても、その者の希望に応じて日本への永住帰国を認めることとしている。

三 帰国後における早期定着化のための援護施策としては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施することにも、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。

このほか帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育訓練、手当の支給等必要な援護措置を講じながらの職業訓練、職業紹介の実施、住宅のあつせん等を行っており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等

市町村社会福祉協議会の法制化実現に関する請願(第四九号)

同

の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において一日も早く安定した社会生活を営むことができるよう措置しているところである。さらに昭和五十八年度においては、帰国した孤児が、日本の生活に慣れ、早期に社会生活に溶け込めるようにすることを目的として、集中的に日本語教育を含めた生活指導を行う施設として、「中国帰国孤児定着促進センター」を設立することとしている。今後とも、定着化対策の充実強化を図つてまいりたい。

市区町村社会福祉協議会については、地域の福祉活動の拠点としての機能を強化するため、福祉活動専門員の設置助成を進めるとともに、社会福祉法人化を積極的に進めているところである。

市町村社会福祉協議会の法制化並びに拡充強化に関する請願(第一二〇号)

同

市区町村社会福祉協議会については、地域の福祉活動の拠点としての機能を強化するため、福祉活動専門員の設置助成を進めるとともに、社会福祉法人化を積極的に進めているところである。

保育所振興対策の確立に関する請願(八件)(第一二一・二七四・二七五・三三三・五九二・五九三・七一四・八六二号)

同

一 保育所運営費については、従来からその改善に努めており、昭和五十八年度においても業務省力化等勤務条件改善費の計画的改善を図ることとしているほか、児童の一般生活費の増額を行う等所要の措置を講ずることとした。今後とも運営費の改善に努めてまいりたい。

二 保育所の保育士の配置基準については、専門家の意見を参考にしつつその改善に努めてきているところである。

なお、乳児については乳児保育特別対策として乳児三人につき保育一人の配置を行っている。

三 乳児保育については、基本的には、育児

理容師法の資格免許制度に関する請願(第二〇〇号)

同

休業(職)制度等母親自ら保育しようような条件の整備に努める必要があると考えている。やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、昭和四十四年度から乳児保育特別対策を開始して以来、その対象の拡大を図つてきており、昭和五十八年度においてもその対象の拡大を図ることとしている。

(二) 障害児の保育対策については、昭和五十八年度においても、助成対象児童を増やす等の拡充を図ることとしており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

(三) ベビーホテル問題を機に、多様化する保育需要に対応するために昭和五十六年度以来諸般の施策を講じてきている。その一環として保育時間延長及び夜間保育についてその拡充に努めてきており、今後ともこれらの施策の推進に努力してまいりたい。

四 社会福祉施設職員退職共済制度については、従来からその改善に努めてきたところであり、昭和五十八年度においても、退職手当金の計算基礎額の引上げを行うこととしている。

建設国保組合の改善に関する請願(二件)(第一三一・一〇六五号)

同

理容師の資格制度は、業務に従事する者の資質の確保を通じて公衆衛生の向上を図るという目的で設けられたものであり、今後とも、その趣旨に配慮してまいりたい。

一 国民健康保険に対する国庫補助については、昭和五十八年度予算において、対前年度比約四・九パーセント増の約二兆三千二百二十七億円を計上している。

二 建設国民健康保険組合に対する定率の国庫補助については、昭和五十八年度予算においても従前と同率の補助としている。また、国民健康保険組合臨時調整補助金については、

昭和五十八年六月十四日 参議院會議録追録(その二) 第九十七回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

四四

市町村社会福祉協議会の法制化等
に関する請願(第二六〇号) 同

社会保障・社会福祉の拡充に関する
請願(十二件)(第八六七・八六
八・八六九・八七〇・八七一・八
七二・八七三・八七四・八七五・
八七六・八七七・八七八号) 同

昭和五十八年度予算において、老人保健法の
満年度実施を勘案して七十億円を計上してい
る。

三 事務費補助金については、昭和五十八年度
予算において、約六百七十九億円を計上して
いる。

市区町村社会福祉協議会については、地域の
福祉活動の拠点としての機能を強化するため、
福祉活動専門員の設置助成を進めるとともに、
社会福祉法人化を積極的に進めているところだ
である。

一 社会福祉施設については、施設入所者の処
遇の向上、施設職員の勤務条件の改善を図る
とともに、施設の最低基準についても実態に
沿うよう今後とも検討してまいりたい。

二 保育料については、児童福祉法において、
保育所において児童の保育に要する経費は児
童の扶養義務者がその全額を負担することを
原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担
が困難と認められる場合には、その一部又は
全部を国及び地方公共団体が負担することと
している。このため、生活保護世帯及び市町
村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、
それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者
の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収
基準を定めて一定額の費用徴収を行っている
ところである。

社会福祉サービスの利用者の費用負担につ
いては、今後とも受益、負担能力等を勘案し
た適正な負担水準の設定に努めてまいりた
い。

三 本格的な高齢化社会の到来に伴い、福祉
需要は多様化し、かつ増加しつつあり、政府
においては、社会福祉を長期にわたって安定
的かつ効率的に推進していくという見地のも
とに、国民の福祉需要に適確に対応してまい

りた。

四 特別養護老人ホーム、重度心身障害者(児)
施設等なお必要の高い施設の整備及び老朽化
した施設の改築整備を進めているところであ
る。

五 今後の高齢化社会においても、社会保障が
国民生活の基盤として長期的に安定し、有効
に機能するよう、保健、医療、年金、社会福
祉等の各般の施策を整合性を保ちつつ、総合
的に推進するとともに、国民の将来の負担が
過重とならないよう、給付面において効率化
を進める一方、世代間の負担の公平にも配慮
しながら適正な負担が図られるようにしてい
きたい。

医療、福祉等の社会保障予算については、昭
和五十八年度予算においても、老人、障害者等
の在宅福祉対策の拡充、老人保健事業をはじめ
とする健康づくり対策の推進、母子福祉対策の
充実等に重点的に配慮し、その増額を図ってい
る。

栄養士免許及び管理栄養士登録制度について
は、免許及び登録制度を維持しながらその改善
充実に努めてまいりたい。

一 保育所の建設については、全国的には、ほ
ぼ必要な水準に達しているところである。今
後とも、地域の需要を勘案しつつ、その適正

医療・福祉予算の増額に関する請
願(四十七件)(第九二七・九二
八・九二九・九三〇・九三一・九
三二・九三三・九三四・九三五・
九三六・九三七・九三八・九三
九・九四〇・九四一・九四二・九
四三・九四四・九四五・九四六・
九四七・九四八・九四九・九五
〇・九五一・九五二・九五三・九
五四・九五五・九五六・九五七・
九五八・九五九・九六〇・九六
一・九六二・九六三・九六四・九
六五・九六六・九六七・九六八・
九六九・九七〇・九七一・九七
二・九七三号) 同

栄養士免許及び管理栄養士登録制
度改悪反対に関する請願(第九七
四号) 同

保育行政の拡充に関する請願(第
一〇五六号) 同

保育予算の大幅増額等に関する請願(第一〇五七号)

同

配置に努めてまいりたい。

二 保育対策については、保育に欠ける児童を保護するため、必要な量の保育所を整備するとともに、保育所の運営を保育需要の実態に合わせたものに改善してきたところであり、今後とも引き続き施策の充実に努めてまいりたい。

三(一) 乳児保育については、基本的には、育児休業(職)制度等母親自ら保育しようするような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、昭和四十四年度から乳児保育特別対策を開始して以来、その対象の拡大を図ってきており、昭和五十八年度においても、その対象の拡大を図ることとしている。

(二) 認可保育所の定員規模は、施設運営等の見地から原則として六十名以上としている。しかしながら乳児等三歳未満児を中心に入所させる保育所である場合等においては、特別に六十人未満の小規模保育所を認めているが、その場合にあっては主として施設運営上の見地から原則的には三十人以上としているところである。

一 保育所の建設については、全国的には、ほぼ必要な水準に達しているところである。今後とも、地域の需要を勘案しつつ、その適正配置に努めてまいりたい。

二 無(主)認可保育所については、必要があれば認可保育所として整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導、援助に努めてまいりたい。

三 へき地保育所の運営費については、毎年度その改善に努力しているところであり、昭和

五十八年度においても定員五十人以上の規模の施設について保育を二人から三人に増員するなど改善を図ることとしている。

さらに、昭和五十八年度から老朽化したへき地保育所の改善について補助の途を開くこととしている。今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

四 民間施設については、公務格差是正等のため民間施設給与等改善費を支弁しているが、今後とも運営費の改善について努めてまいりたい。また、現在の支払い方式を改めて人件費を定員払いにすることは考えていない。

なお、保育所の定員規模等については、地域における要保育児童数の動向等を把握し、保育需要に対応して実態に即した定員の改定、統廃合等が進められるように地域保育計画を立てて対応するよう指導してまいりたい。

五 保育所入所児童に係る処遇費については、物価上昇等に応じて毎年その改善を図っているが、昭和五十八年度においても一般生活費、児童用採暖費につき所要の改善措置を講ずることとした。今後ともその適正な内容の確保に努めてまいりたい。

六 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に依じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保育定数のほか保育母の加配の措置を講じているところである。

また、都市及びその周辺であつて延長保育を要する児童の多い地域については昭和五十

六年度から延長保育特別対策を実施しているところである。

産休明け保育、乳児保育については、基本的には、育児休業(職)制度等母親自ら保育しようような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合については、昭和四十四年度から乳児保育特別対策を開始して以来、その対象の拡大を図ってきており、昭和五十八年度においてもその対象の拡大を図ることとしている。今後とも、乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

障害児の保育対策については、昭和五十八年度においても、助成対象児童を増やす等の拡充を図ることとしており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。なお、入院患児についても特別の措置を講じることとは考えていない。

七 保育所における職員の労働条件の改善については従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところであり、昭和五十八年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法遵守、職業性疾病の防止のため、その監督指導を重点的に行っているところであり、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、当該疾病が保育業務に起因して生じたものと認められれば保険給付を行っているところである。

農畜産物貿易自由化阻止に関する
請願(第五五号)

農林水産省

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、特に、保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

八 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

なお、第二子以降の保育料減免については、従来より配慮しているところであり、今後とも必要に応じて努力してまいりたい。

九 延長保育特別対策の対象児童の適用要件は、午後六時を超えて保育を必要とする場合であり、その要件を変える考えはない。

十 留守家庭児童対策(児童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては、児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っており、昭和五十八年度においてもその充実を図ったところである。

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調

和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

日本農業の振興に関する請願(第一〇六号)

一 水田利用再編対策は、米の需給均衡を回復し、需要の動向に即応した農業生産の再編成を図るため、関係者の理解と協力の下に実施しており、また、生産者米価は、食糧管理法の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として、米価審議会の意見を聴いて適正に決定している。

二 食料は国民生活にとつて最も基礎的な物資であり、その安定供給と安全保障の確保は国政の基本である。このため、需要の動向に応じ、生産性の向上を図りつつ、国内で生産可能なものは極力国内生産で賄うという方針の下に、総合的な食料自給力の維持強化を図ることとしている。

農畜産物の輸入自由化及び枠拡大の抑制に関する請願(第二二二号)

農畜産物の市場開放については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

農畜産物の輸入については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

農畜産物の輸入自由化、枠拡大抑制に関する請願(第一六四号)

農畜産物の輸入については、関係国との友好関係に留意しつつ、国内農畜産物の需給動向等を踏まえ、食料の安定供給の上で重要な役割を果たしている我が国農業の健全な発展と調和のとれた形で行われることが基本的に重要である。かかる観点から、今後の日米協議等においては、我が国農業の実情及びこれまでの市場開放措置を相手国側に十分説明し、その理解を得ながら適切に対処してまいりたい。

飲用牛乳価格の安定に関する請願(十三件)(第四八二・四八三・四八四・四八五・四八六・四八七・四八八・四八九・四九〇・四九一・四九二・四九三・四九四号)

中小企業の経営に関する請願(第一〇七号)

同 通商産業省

飲用牛乳の流通秩序の適正を期するため、生産者、乳業者及び販売業者に対して指導を行つているところである。

一 地場産業については、地域経済に占める重要性、我が国経済の発展に果たす大きな役割にかんがみ、その振興を図つてい。

具体的には、昭和五十五年度に地場産業振興対策を創設し、昭和五十六年度から、都道府県知事による「地場産業振興ビジョン」の作成に対する補助、地域ぐるみの地場産業振興を図るための中核機関たる「地場産業振興センター」の建設費補助、地場産業の組合等が行う「地場産業総合振興事業」に対する補助等を行つてきているところである。

二 五十八年度についても、引き続き事業の充実を図るとともに、新たに地場産業振興センターを拠点とする「情報機能強化事業」に対する補助、「全国産地・地場産品振興対策事業」に対する補助等に加え、地場産業の二層の振興を図るべく努めているところである。

三 また、官公需については、従来から官公需法に基づき中小企業者の受注機会の増大に努めてきているところであり、本年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」においても中小企業向け契約目標を約三兆九千八百八十億円としたが、これは国等の官公需総額の三十七・二パーセントに当たり、金額及び比率とも過去最高の水準である。

四 更に、この目標の達成を図るため、分割発注の推進等各種の措置を講ずることとしており、官公需の地元中小企業者に対する受注機会の増大についても、各省庁等の地方支分部局等の契約限度額の引上げ、本省庁における一括調達、廃止等の措置を講ずることにより、その推進に努めているところである。

昭和五十八年六月十四日 参議院会議録追録(その二) 第九十七回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

大企業の建設するホテル等について
中小企業分野調整法による規制
措置等に関する請願(第二五九号)

同

今後ともこれらの措置を一層推進することにより、地元中小企業者への受注機会の増大に努めてまいりたい。

一 大資本のホテル建設に当たつて、大部分が中小企業者である既存の旅館業の経営を圧迫しないよう中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(以下「中小企業分野調整法」という。)等関係法規の検討並びに効果的運用を図る等、より適切な措置を図ることについては、第九十四回国会において中小企業分野調整法について

① 調査及び調整の申出の都道府県知事の經由と主務大臣に対する知事の意見付記
② 複数の大企業が共同支配するダミーの規制の追加

等と内容とする改正法が可決成立したことにより、大企業の中小企業分野への進出問題は、業種業態に応じ、かつ、地域の実情に即した指導・調整が行われているものと考えている。

政府においては、旅館業における問題についても、関係省庁、都道府県等の間で連絡を密にして、逐次実態の把握に努めるとともに、適切な指導・調整を行う等中小企業分野調整法の適切な運用に努めてまいりたい。

二 旅館業の健全な育成を図るため中小企業設備近代化資金の拡充等の施策を積極的に推進し、もつて既存旅館業の経営安定を図ることについては、昭和五十五年度から旅館業を中小企業設備近代化資金貸付制度の対象とし、その設備の近代化を推進しているところであり、今後とも、対象設備の見直し、貸付条件の改善等により旅館業の健全な育成に資することができるよう努めてまいりたい。

第十七号中正誤

ページ 段 行 誤 正

五〇 二 終わり 片棒

片棒

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 四二(大代)

一定価一部
一〇〇円